

第5次日向市男女共同参画プラン

「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」
「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」を含む

(平成29年度～平成33年度)



「一人ひとりが大切にされるまち日向市」
を目指して

平成29年3月
宮崎県日向市

「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えた我が国では、社会の多様性と活力を高める上で、男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

最大の潜在力である「女性の力」が社会で十分に発揮されるためには、仕事と子育て・介護等とを両立できる環境の整備も求められています。

本市では、平成24年3月に策定した「第4次日向市男女共同参画プラン」に沿って、「全ての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ全ての人が共に責任を負う男女共同参画社会の実現」に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、根強く残る固定的な性別役割分担意識により、様々な場面で女性の参画が阻害されている状況が市民意識調査からもうかがえるところです。

また、被害者の多くが女性であるDVは、男女の不平等な関係が背景にあり、被害者の心身及び生活に深刻な影響を与えており、被害者支援とともに予防教育の重要性も高まっています。

このような状況を踏まえ、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第5次日向市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画では、市民、事業者、教育に携わる者、拠点施設、行政の役割を改めて明確にしています。これは、誰もが当事者として「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して行動することの重要性を示すものです。

また、計画推進においては、課題ごとに数値目標を設定し、男女共同参画の視点に立った施策の実行による成果を具体的に表すこととしています。

全ての人が個人として尊重され、暮らしやすさを実感できる社会の実現に向け、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

日向市長 十屋 幸平

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 計画改定の背景	3
1 男女共同参画をめぐる最近の動き	
2 宮崎県の動き	
3 日向市のこれまでの動き	
4 日向市の社会・経済情勢	
第3章 第4次プランの実施状況	8
第4章 計画の基本的な考え方	11
1 基本理念	
2 基本目標	
3 体系図	
4 第5次プランの位置付け	
第5章 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化	15
1 基本的な考え方	
2 推進体制図	
第6章 計画の内容	19
基本目標Ⅰ 「男女共同参画社会に向けた基盤整備」	
1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実	19
2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	24
3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	26
基本目標Ⅱ 「あらゆる分野における女性の活躍」	
4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備	30
5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備	37
6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	42
7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進	47
基本目標Ⅲ 「安全・安心な暮らしの実現」	
8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	50
9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止	66
10 生涯を通じた心身の健康保持の支援	68
数値目標一覧	71

【資料】

男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

日向市男女共同参画推進条例

日向市男女共同参画推進審議会規則

日向市男女共同参画行政推進会議設置規程

日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

男女共同参画社会づくりのための市民意識調査の概要

プラン策定経過

プラン策定委員名簿

男女共同参画に関する国内外の動き

1章 計画の概要

1. 計画改定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）により、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本市においては、人口減少社会を迎えてもまちの活力を失うことなく、元気で魅力あるまちづくりを目指す上で、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、早急に対応すべき課題です。

本市では、平成24年3月に第4次日向市男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）を策定し、取組を進めてきましたが、平成29年3月に計画期間が終了することに伴い、平成29年度からの新たなプランとして第5次日向市男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という。）を策定します。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画政策が市民・団体・地域・事業所・行政が一体となった取組としてより一層展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう策定するものです。

2. 計画の性格

（1）本計画は、平成11年に制定された基本法の趣旨を踏まえて策定します。

（2）本計画は、基本法第14条第3項、日向市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する市の基本計画です。

（3）本計画は、基本法に基づく法定計画である「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月閣議決定）を上位計画とし、平成24年3月に策定した第4次プランの成果を引き継ぎ、策定します。

（4）本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市の推進計画として位置付けます。

推進計画該当部分：第6章 主要課題4～7

（5）本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条第3項の規定に基づく市の基本計画として位置付けます。

基本計画該当部分：第6章 主要課題8

(6) 本計画は、市民の意見を反映し、本市の特性を考慮したものになるよう、平成27年10月に実施した「男女共同参画社会づくり市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」の結果や日向市男女共同参画プラン策定委員会の意見、日向市男女共同参画推進審議会からの答申を踏まえて策定します。

(7) 本計画は、第2向日向市総合計画前期計画（平成29年度～平成32年度）との整合性を図ります。

3. 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第2章 計画改定の背景

1. 男女共同参画をめぐる最近の動き

(1) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行の変革を始め、女性活躍推進法の着実な施行により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 女性の活躍推進に関する動き

① 「日本再興戦略」の策定

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍促進が「成長戦略の中核」と位置付けられ、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成26年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改定2014』には、民間事業者及び国・地方公共団体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みの構築を検討することが盛り込まれました。

② 「女性活躍推進法」の制定

自らの意思によって働き、又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27年9月に女性活躍推進法が公布・一部施行されました（平成28年4月全面施行）。この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けています（常時雇用する労働者数が300人以下の民間事業者については努力義務）。

(3) 関係法の成立・改正

① 子ども・子育て支援法及び関連法の成立

幼児教育、保育、地域の子ども、子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法及び関連法が成立し、平成27年4月からこれらの法律に基づく新たな子ども・子育て支援制度が実施されました。

② 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）」が改正され（平成25年10月施行）、女性相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

平成28年12月の改正では、ストーカー事案に携わる職務関係者による配慮等についても法律に規定されました。

③「配偶者暴力防止法」の改正

配偶者暴力防止法が改正され（平成26年1月施行）、これまでの配偶者の暴力及びその被害者に加えて、同居する交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

2. 宮崎県の動き

（1）「みやざき女性の活躍推進会議」の設立

企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性も生き生きと働き、活躍する活力ある宮崎を実現するため、平成27年10月に「みやざき女性の活躍推進会議」が設立され、研修会の開催や情報発信などが行われています。

なお、県では、この推進会議を女性活躍推進法第23条第1項に基づき、県内における女性活躍推進に関する情報共有や協議を行う「協議会」として位置付けています。

（2）「DV対策宮崎県基本計画」の改定

配偶者暴力防止法の改正内容や国の基本的な方針、ストーカー規制法の改正内容を踏まえ、「DV対策宮崎県基本計画（平成26年度～平成30年度）」が改定されました。

（3）「みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

平成27年4月から実施された「子ども・子育て支援制度」の実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、平成27年3月に「みやざき子ども・子育て応援プラン（平成27年度～平成31年度）」が策定されました。

（4）「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

宮崎県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画（平成28年度～平成31年度）」が策定されました。

3. 日向市のこれまでの動き

(1) 「女性フォーラム」と「日向市女性懇話会」の設置

平成2年から実行委員会形式による「女性フォーラム（平成12年に「日向ひまわりフォーラム」に改称）」を開催し、まちづくりに対する女性の積極的な参加がなされました。平成3年には企画課内に女性行政担当主幹を配置するとともに、「日向市女性懇話会（平成11年に「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」に改称）」を設置し、女性に関する施策を推進しました。

(2) 推進体制の強化

平成6年に全庁挙げて総合的な女性関連施策を推進するため、助役を会長とする「日向市女性行政推進会議（平成12年に「日向市男女共同参画行政推進会議」に改称）」を設置し、さらに、平成8年に「日向市女性基本計画策定委員会（平成12年に「日向市男女共同参画プラン策定委員会」に改称）」を設置し、平成9年に「日向市女性基本計画（1996～2000）」を策定しました。この計画に基づいて、女性問題に関する市民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、同年「日向市男女共同社会づくり推進ルーム『さくら館』」を開設しました。

(3) 「日向市男女共同参画プラン」の策定

平成13年には、「日向市女性基本計画」を見直して「日向市男女共同参画プラン（2001～2005）」を策定し、本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能をさらに強化・充実するため、『さくら館』を現在の「日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム『さんびあ』」として日向市文化交流センター内に移転し、相談事業を開始するなど新しい取組を始めました。

(4) 「日向市男女共同参画推進条例」の制定

平成20年に本市の男女共同参画を促進するための基本理念や行政、市民、事業者、教育に携わる者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた条例を制定しました。

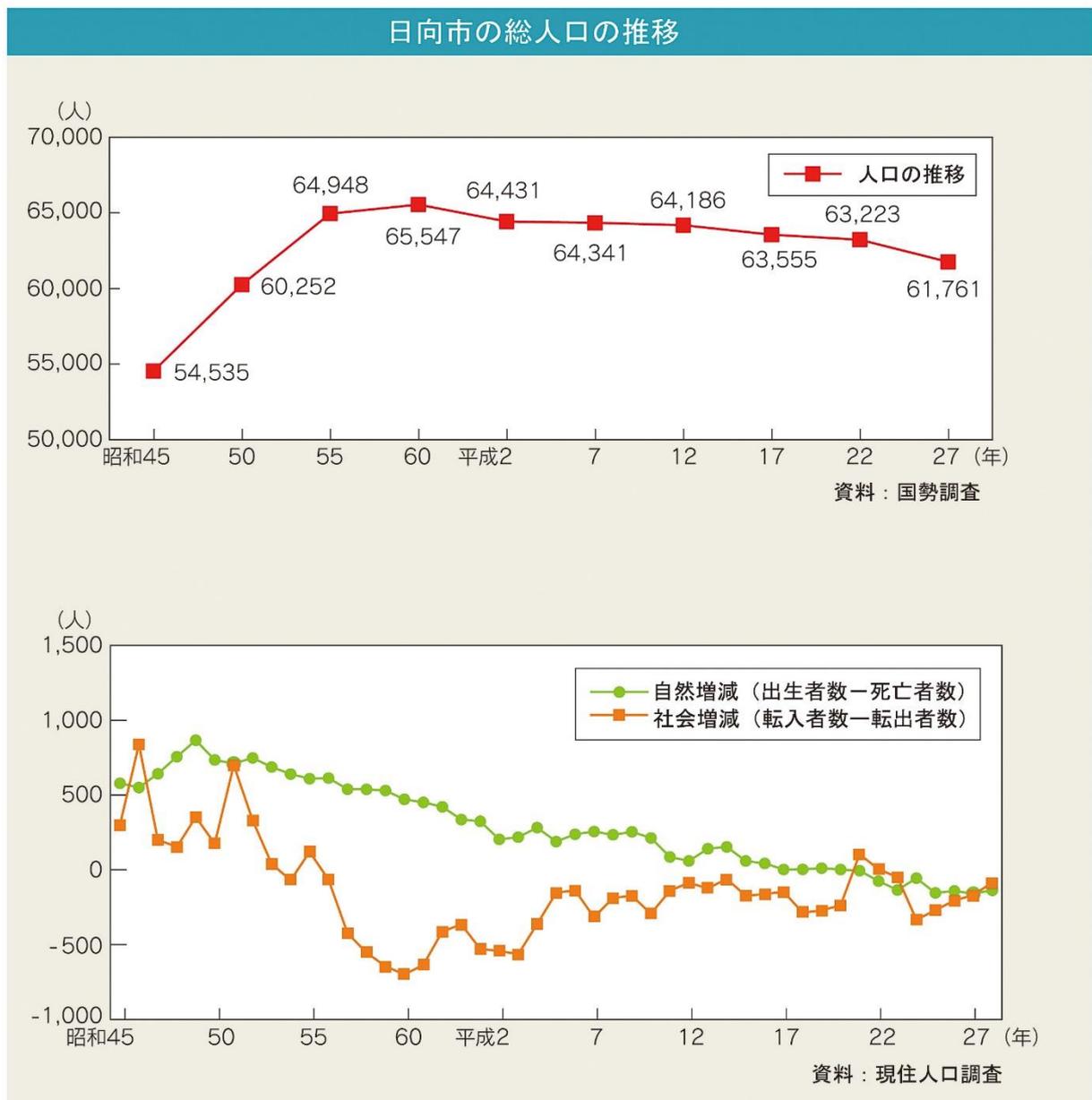
また、平成18年に東郷町と合併したことを踏まえ、平成19年に「第3向日向市男女共同参画プラン」、平成24年には「第4次プラン」を策定しました。

4. 日向市の社会・経済情勢

(1) 人口の現況

昭和50年代半ばまでは、転入者数が転出者数を上回る社会増加と出生者数が死亡者数を上回る自然増加により人口は急激に増加していますが、その後は、転出者数が転入者数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

平成17年以降は、出生者数と死亡者数がほぼ同数となり、平成22年からは死亡者数が出生者数を上回る自然減少に転じており、平成27年の国勢調査では61,761人と平成22年に比べると1,462人(2.3%)も減少しています。

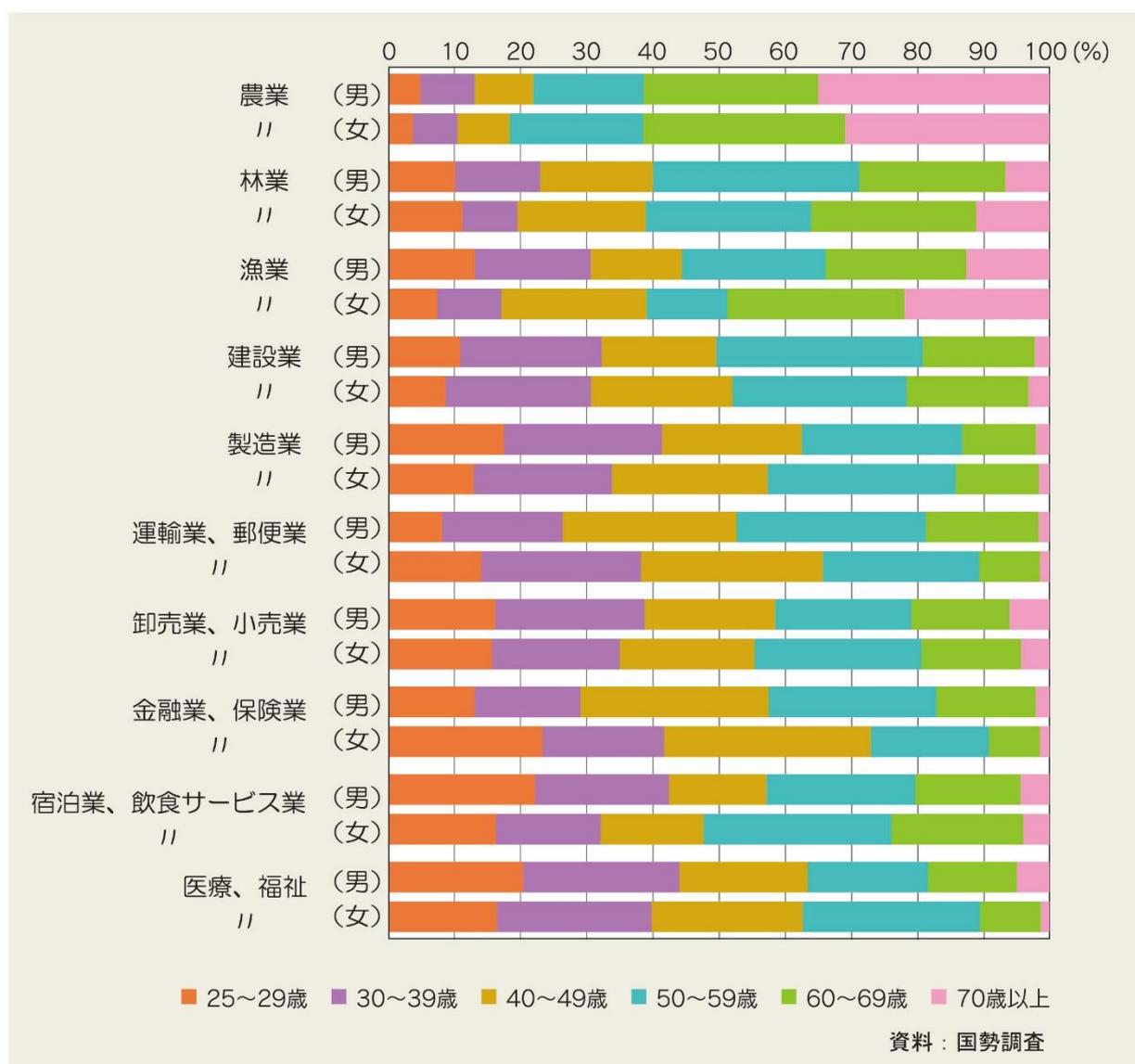


(2) 就業構造

「農業」「林業」「漁業」などの第一次産業分野において、従業者の高齢化が顕著に見られ、特に農業においては、男女ともに従事者の80%近くが50歳以上という状況になっています。

さらに、「建設業」「運搬・郵便業」「宿泊業・飲食サービス業」の高齢化も進んでおり、こうした高齢化率の高い産業については、高齢化の進行により、急速に就業者数が減少することも懸念されるため、新規就業者の掘り起しや後継者の育成など、早急な対応が求められています。

男女別・年齢階級別産業人口の割合（平成22年）



第3章 第4次プランの実施状況

平成24年3月に策定した第4次プランでは、国、県の動きや市民の意識を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第4次プランでは、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の3つの基本目標を定め、推進を図りました。

- ◎「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の涵養
- ◎性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実
- ◎男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

担当課における企画・立案、事業実施後の状況について、男女共同参画の視点からの取組に対する配慮の度合いを評価し、その結果により職員の意識改革に努め、次年度以降、さらに男女共同参画に配慮した事業の推進を図りました。

(2) 評価方法及び内容

第4次プランに掲載した169事業を対象に、施策の企画・立案、事業実施後の状況について、男女共同参画の視点に立った担当課評価を実施しました。

実施後の状況については、「チェックポイント5項目」に基づき、①達成できた②ほぼ達成できた③達成できたとはいえない④達成できなかった⑤非該当の5段階で評価しました。

- 第1次評価 事業担当課による自己評価
- 第2次評価 男女共同参画担当課（地域コミュニティ課）による内部評価
- 第3次評価 日向市男女共同参画行政推進会議・幹事会での内部評価
- 第4次評価 日向市男女共同参画推進審議会における外部評価

表1 施策の企画・立案、事業実施後の状況についての担当課評価

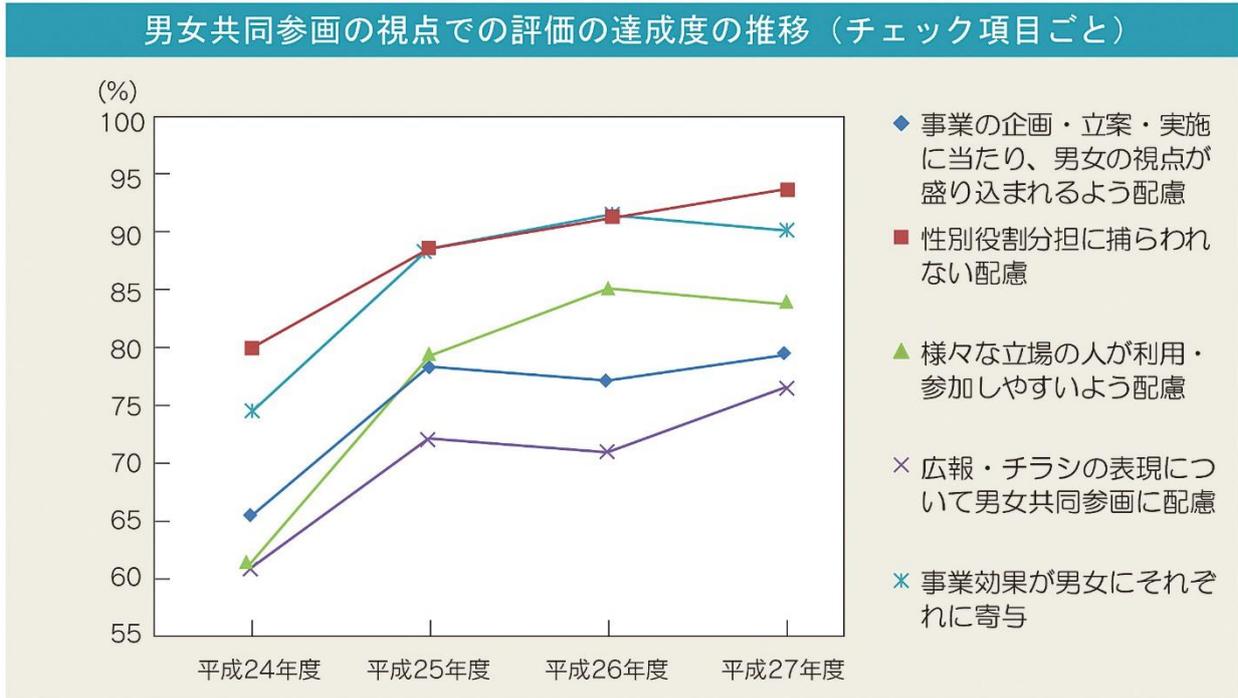


表2 企画・立案、事業実施後の状況についての体系別の担当課評価

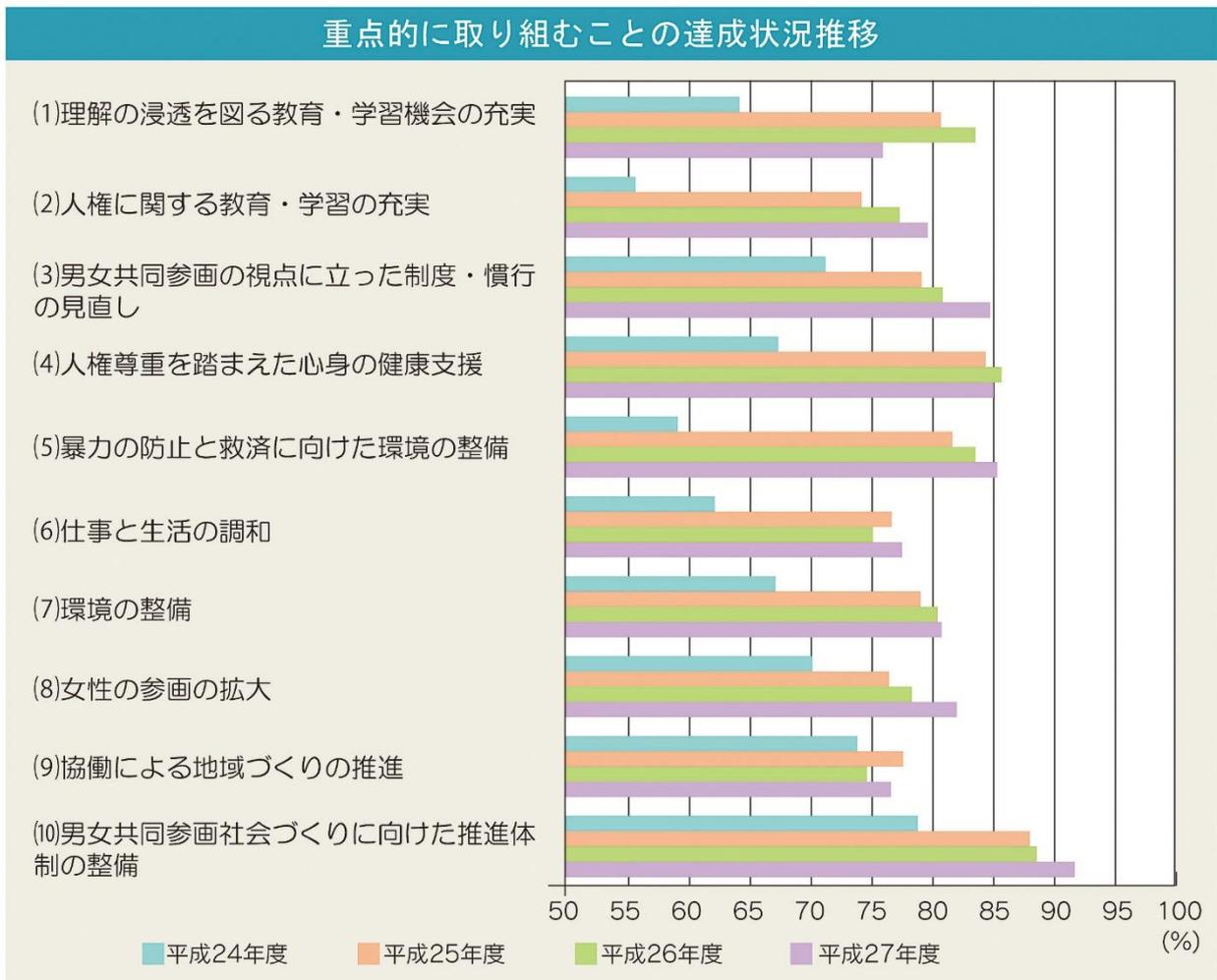


表3 第4次プランの数値目標達成状況

項目	現 状 (平成 23 年度)	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	目標値 【平成 28 年度】
①固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）に捕らわれない人の割合	47.4% (平成 22 年度)	— (調査実施無)	— (調査実施無)	— (調査実施無)	50.5% (平成 27 年度)	60%
②日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催講座の満足度	—	90%	91%	91%	96%	80%
③家族経営協定締結農家数*	18 戸	23 戸	23 戸	23 戸	23 戸	22 戸
④ファミリー・サポート・センターの登録者数	275 人	339 人	380 人	445 人	428 人	400 人
⑤審議会等委員に占める女性の割合	23.5%	23.8%	22.7%	24.0%	22.9%	40%
⑥市役所の係長職以上に占める女性の割合 市役所の係長職以上の男女比 (市役所職員の男女比)	男:女 85.8% : 14.2% 男 68.4% 女 31.6%	男:女 81.1% : 18.9% 男 67.8% 女 32.2%	男:女 80.3% : 19.7% 男 67.7% 女 32.3%	男:女 80.9% : 19.1% 男 67.2% 女 32.8%	男:女 80.0% : 20.0% 男 67.4% 女 32.6%	20%
⑦生涯学習人材バンクの登録者数	105 人	97 人	85 人	92 人	84 人	200 人
⑧「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数*	11 社	22 社	29 社	30 社	34 社	30 社
⑨自主防災組織の結成率	83.5%	89.0%	93.3%	93.4%	95.6%	100%

*家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

*仕事と家庭の両立応援宣言：企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらおう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

条例には、男女共同参画の形成について、7つの基本理念が規定されています。

本計画においては、平成29年度から平成33年度までの5年間にわたり、これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらず全ての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

「日向市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの基本理念

○全ての人の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、全ての人の個人としての尊厳が重んじられること、全ての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の全ての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない（第3条）。

○社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない（第4条）。

○政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、全ての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない（第5条）。

○多様な活動に参画する機会の確保

男女共同参画社会の形成に当たっては、全ての人が多様な活動に参画できる機会を確保するため、社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない（第6条）。

○性の尊重に基づく健康への配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、全ての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない（第7条）。

○教育における配慮

男女共同参画社会の形成は、社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びに全ての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない（第8条）。

○国際理解及び国際協力

男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない（第9条）。

2 基本目標

本計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の三つの基本目標を定めます。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

体系図

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本理念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

- 主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実
- 主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
- 主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 ※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

- 主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備
- 主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備
- 主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

- 主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」
- 主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止
- 主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

第5次プランの位置付け

第5次プランは、条例第15条に基づく基本計画であり、また、「基本法」「配偶者暴力防止法」「女性活躍推進法」に規定する基本計画に当たります。

基本法

第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

配偶者暴力防止法

第2条第3項

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

女性活躍推進法

第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

条例 第15条

市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定しなければならない。

第2次
日向市
総合計画

その他の計画

第5向日向市男女共同参画プラン

第2向日向市配偶者等からの
暴力の防止及び被害者支援計画

女性活躍推進法に基づく
日向市推進計画

第5章 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

【基本的な考え方】

条例では、「行政の責務」「市民の責務」「事業者の責務」「教育に携わる者の責務」を定めています。また、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんびあ）を「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設」として位置付けています。

本計画を着実に推進するために、行政・市民・事業者等が一体となった推進体制の整備・強化に取り組みます。

男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取組が重要です。このため、国・県・近隣自治体・関係機関との連携協力体制を強化し、研修内容の充実を図り、啓発活動を展開します。

また、日向市男女共同参画推進審議会の意見や提言を始め、市民の意向を尊重しながら、副市長を会長とする日向市男女共同参画行政推進会議を中心とする推進体制の機能の強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、総合的かつ計画的な取組を進めます。

市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民からの申出があった場合、条例第20条第2項に基づき、適切に対応できる体制を整備します。

1. 行政の役割

（1）国・県・近隣自治体・関係機関との連携

国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。

（2）男女共同参画推進審議会の機能発揮

男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。

（3）男女共同参画行政推進会議の機能発揮

市が実施する全ての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画行政推進会議の機能の発揮に努めます。

（4）男女共同参画推進担当課の機能発揮

男女共同参画推進担当課は、市政全般にわたって男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画プラン」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進審議会」「男女共同参画行政推進会議」の機能発揮のために事務局機能を果たします。

(5) 「男女共同参画プラン」の着実な進行管理

「男女共同参画プラン」に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、条例に基づき施策の実施状況についての報告書を作成し、公表します。

(6) 調査・検討、情報の収集・提供

男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。また、定期的に市民意識調査を実施して男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。

(7) 施策の策定等に当たっての配慮

男女共同参画の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。条例第16条に基づき、市が施策を企画立案し、事業を実施するときは、男女共同参画の視点に配慮します。

(8) 申出への対応体制の整備

条例第20条第2項に基づき、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。

2. 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんぴあ）の役割

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設として、男女共同参画推進事業の企画及び実施を行い、施設の機能充実を図ります。

- 男女共同参画プランに基づいた講座の企画及び運営を行います。
- 日向ひまわりフォーラムを開催します。
- 男女共同参画週間における啓発活動を実施します。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発活動を実施します。
- 男女共同参画推進に関する活動を行う団体と関係機関との交流やネットワークを促進するための施策を講じます。
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

3. 市民の役割

- ①社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めます。
- ②市が実施する施策へ協力します。

- 男女共同参画社会づくりについての講演会や講座などに積極的に参加し、意識を高めましょう。
- 性別を問わず、子育て、介護、家事、PTA活動、地域活動等に積極的に参加しましょう。
- 性別を問わず、政策や方針決定の過程に積極的に参画しましょう。

4. 事業者の役割

- ①事業活動において積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めます。
- ②市が実施する施策へ協力します。
- ③仕事と家庭生活が両立できる環境の整備を行います。

- 企業は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に努めましょう。
- 企業は、仕事と生活の両立ができる就労環境の整備に努めましょう。

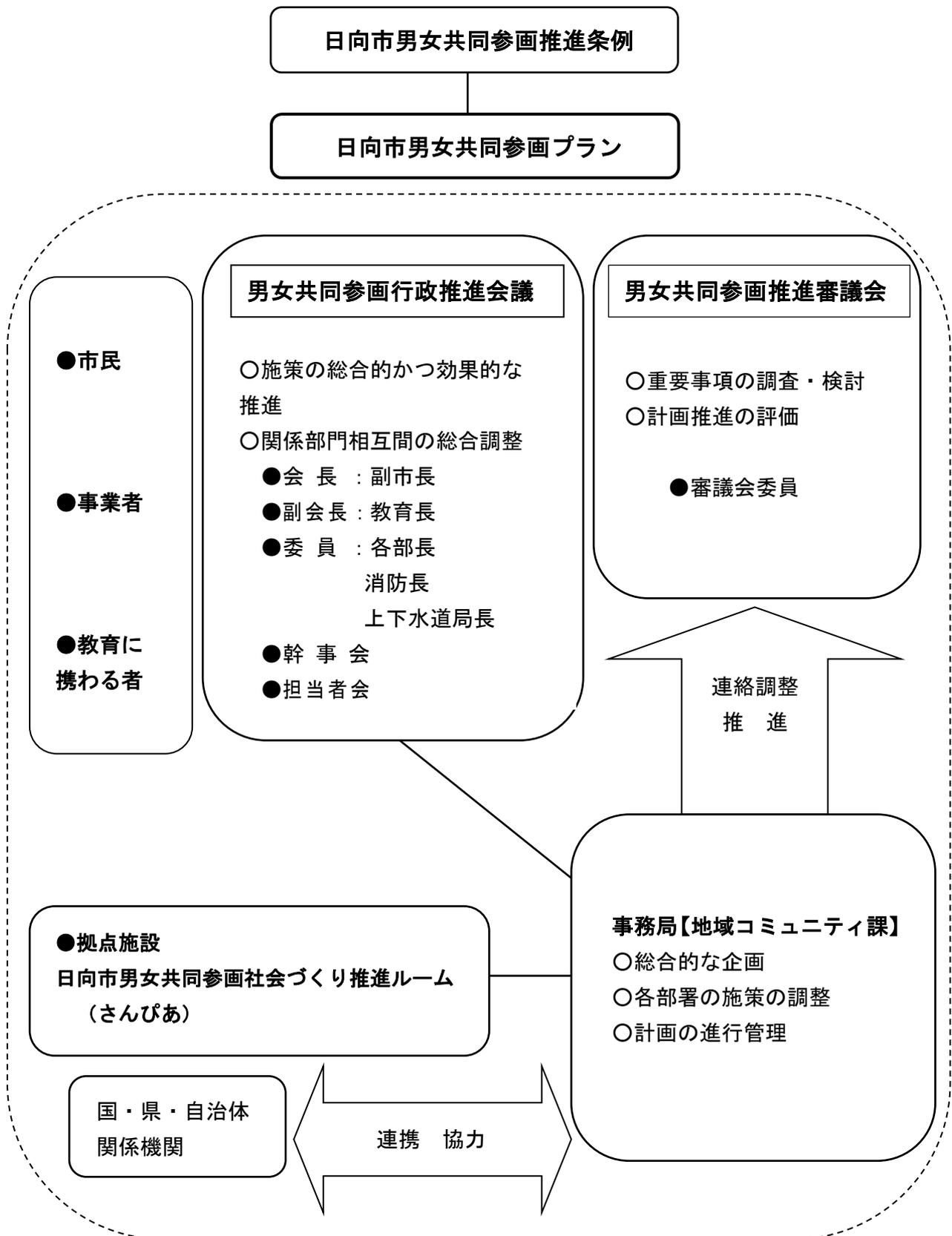
5. 教育に携わる者の役割

※教育に携わる者＝社会のあらゆる分野において教育活動を行う者

- ①男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行います。
- ②市が実施する施策へ協力します。

- 教育に携わる者は、学校教育においてジェンダーを意識した男女平等教育の推進を図りましょう。
- 教育に携わる者は、男女共同参画概念を深める研修に参加しましょう。

推進体制図



第6章 計画の内容

基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

【基本的な考え方】

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があり、教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

平成27年度に実施した市民意識調査では、『男は仕事、女は家庭』に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方について、あなたはどう思いますか」という質問に対し、「反対」「どちらかと言えば反対」が50.5%、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が14.1%、「どちらとも言えない」が27.8%となっています。

本市においては、男女共同参画についての情報提供・各種講座は、拠点施設である男女共同参画推進ルーム（さんぴあ）を中心に実施し、男女共同参画意識の浸透を図ってきました。しかしながら、固定的な性別役割分担意識*を始め男女共同参画社会の形成を阻害する要因は、依然として根強く存在しています。

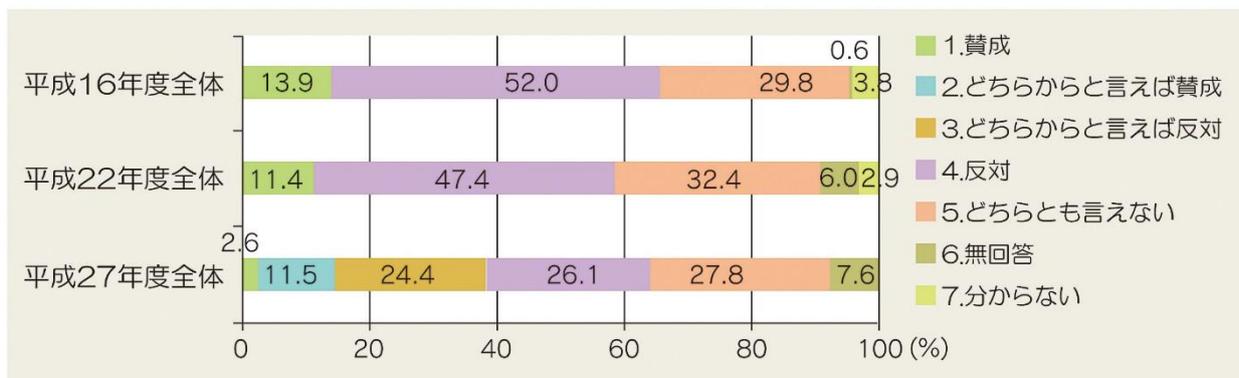
今後は、拠点施設の認知度を向上させていくとともに、講座の参加者をあらゆる年代に広げ、効果的な啓発を進めていくことが課題であると言えます。

そのため、家庭・学校・職場・地域と相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、誰もが生涯にわたり男女共同参画について教育・学習ができる機会を提供し、その内容の充実を図ります。

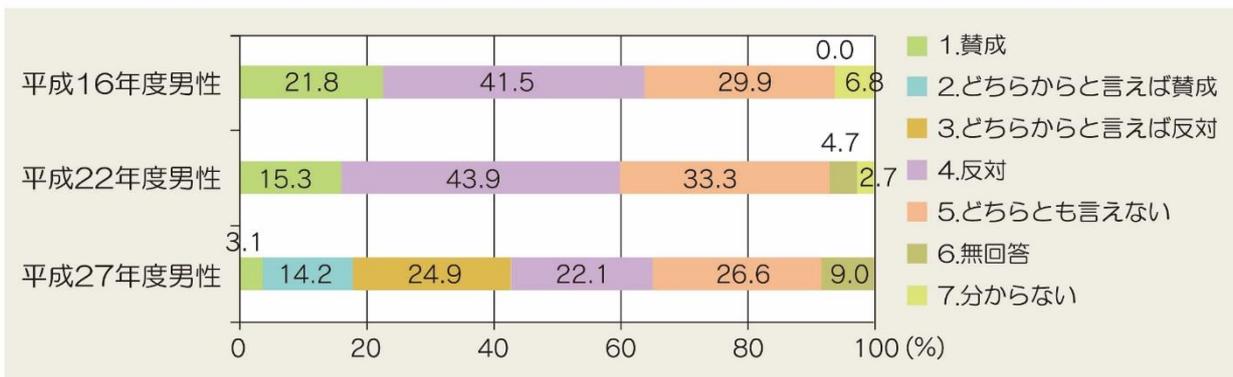
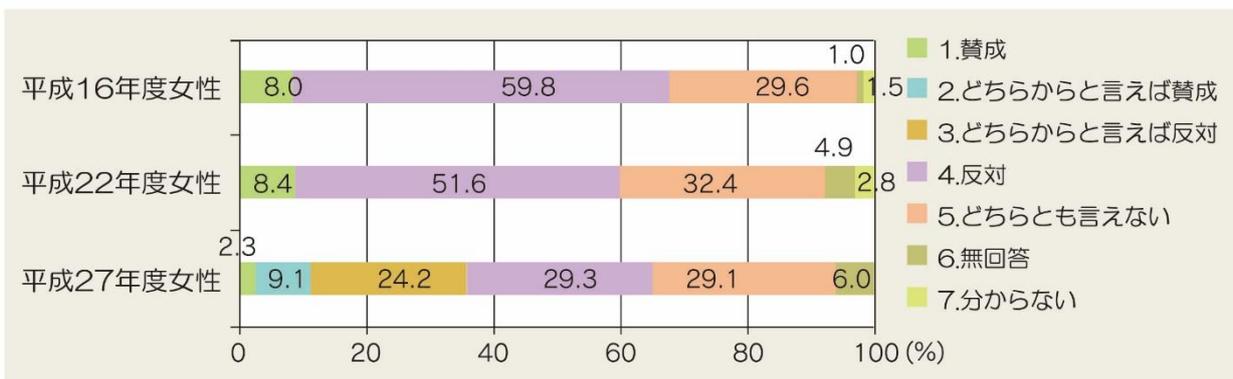
【現状・課題を示すデータ】

（1）平成27年度市民意識調査：「固定的な性別役割分担意識」の推移

「男は仕事、女は家庭」に象徴される性別によって社会的な役割や仕事を分担するという考え方について、あなたはどう思いますか。

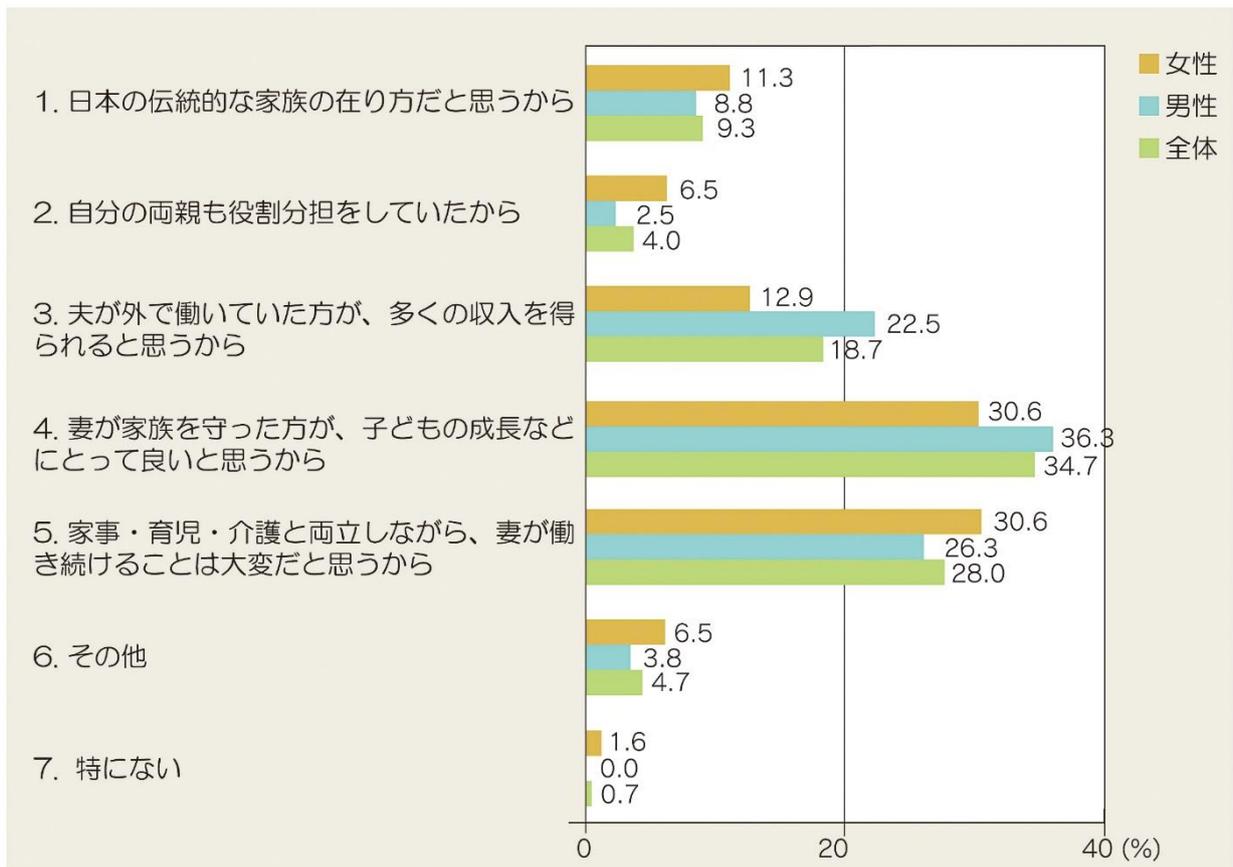


*固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。



(2) 平成27年度市民意識調査：「固定的な性別役割分担」を支持する理由

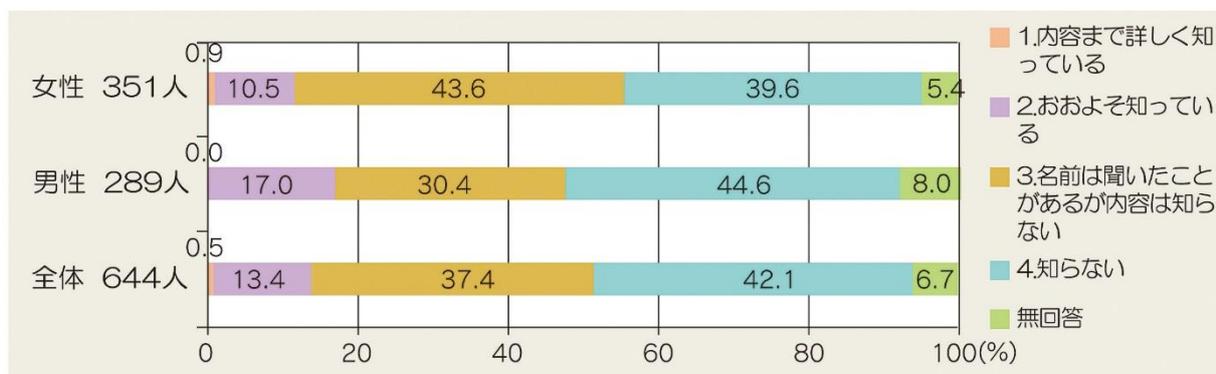
『賛成』『どちらかと言えば賛成』と答えたのは、なぜですか。



(3) 平成27年度市民意識調査：男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんぴあ）の認知度

市では、男女共同参画社会づくりの拠点施設として男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんぴあ）を設置し、次のような事業を行っています。あなたは、さんぴあの事業についてどの程度ご存じですか。

(①男女共同参画講座の開催・出前講座 ②啓発事業～広報啓発誌などの発行 ③相談事業 ④交流事業～団体交流会、交流・学習活動の支援)



【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
1	【新規】 日向の子どもたちの未来づくり	男女平等教育を推進するに当たり、地域の社会人講師を活用するなど、各種団体と連携して様々な学習の場をつくり、男女共同参画概念の浸透を図ります。	学校教育課
2	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画社会づくり推進ルーム（さんぴあ）を拠点に、研修会やフォーラム啓発事業を行うとともに、事業効果について検証します。	地域コミュニティ課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	地域コミュニティ課 学校教育課 こども課
4	男女共同参画関連図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	図書館
5	市職員に対する男女共同参画の研修	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	職員課 地域コミュニティ課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	固定的な性別役割分担意識の解消と「男女の人権の尊重」に基づいた自立意識を育むために、家庭教育学級、高齢者学級等において、男女共同参画社会についての理解を深めるよう努めます。	文化生涯学習課
7	各種相談員への意識啓発	各種相談員のより一層の意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	地域コミュニティ課
8	各種団体への意識啓発	各種団体を対象とする研修を実施する際には、男女共同参画の視点に立った研修を実施します。	地域コミュニティ課
9	男女共同参画推進リーダーの養成	男女共同参画について理解が広がるよう、推進リーダーを養成します。	地域コミュニティ課
10	情報提供の充実	男女共同参画に関する法令や国・県・市の取組に関する情報について、市のあらゆる媒体、あらゆる機会を利用して提供します。	地域コミュニティ課
11	メディア・リテラシー*養成	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を理解できるような教育を進めるとともに、学習の機会を提供します。	地域コミュニティ課
			文化生涯学習課
			学校教育課

*メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこと。

主要課題 1 数値目標

項目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.5%	60%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5 年ごと （次回平成 32 年度）
男女共同参画社会づくり推進 ルームの認知度	13.9%	30%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5 年ごと （次回平成 32 年度）
男女共同参画社会づくり推進 ルームが主催する講座の受講者数	275 人	350 人	地域コミュニティ課 実績データ	毎年
よのなか教室*の実施校	12/20 校	20/20 校	学校教育課データ	毎年

*よのなか教室：地域の社会人を活用した授業。「日向の大人はみな子供たちの先生」を合い言葉にして、働く大人が子どもたちに本気で「働く喜びと苦勞」を語りかける授業。そのねらいは次の三つ。

1. 子どもたちに「将来どう生きるか」を考えさせる機会を増やしたい
2. 子どもたちの学ぶ意欲を高め、「学力を向上」させたい
3. 子どもたちが日向を「喜んで住み続けたい」と思うまちにしたい

本市では、子どもたちが自立した社会人、職業人として社会で生き抜く力を育むために、キャリア教育支援センターを設置し、学校と地域が連携したキャリア教育を推進している。

基本目標 I 「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

主要課題 2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

【基本的な考え方】

本市では、市民啓発の講演会、教職員を対象にした人権研修に取り組んできました。しかしながら、平成27年度に実施した市民意識調査において男女の平等感を尋ねたところ、「家庭生活の場」では3割弱、「賃金や待遇などの就労環境」では6割強が「男性優位」と答えており、私たちの暮らしの中に、依然として根強く性別に起因する偏見や差別が存在していることがうかがえます。

このような現状を踏まえ、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念について理解を深める取組を推進します。

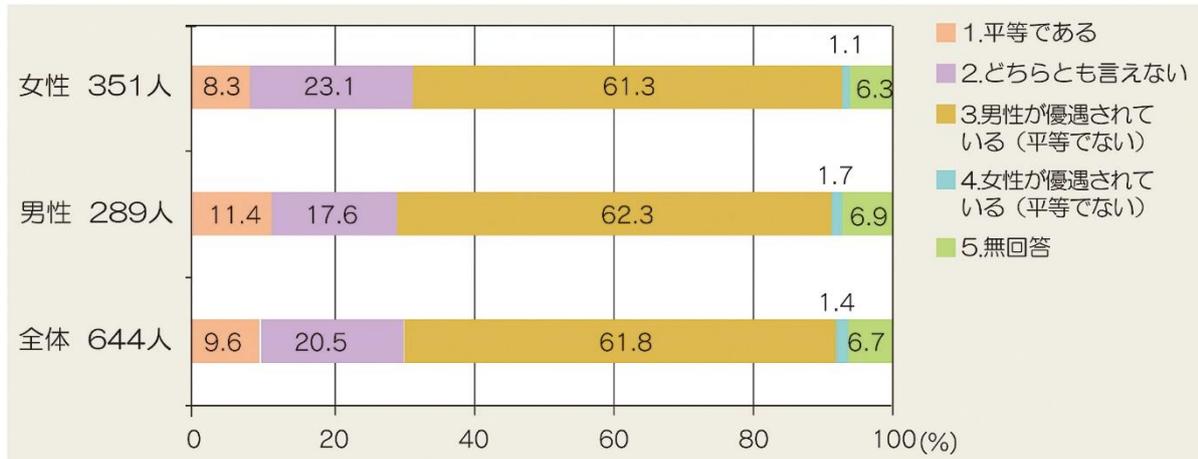
【現状・課題を示すデータ】

(1) 平成27年度市民意識調査：分野別の平等感

あなたは、家庭生活の場では、男女はどの程度平等になっていると思いますか。



あなたは、賃金や待遇などの就労環境では、男女はどの程度平等になっていると思いますか。



【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	地域コミュニティ課
			学校教育課
			こども課
12	人権教育推進	子どもたちが、性別に捕らわれずお互いの個性や能力を尊重し、能力を伸ばすことができるよう、学校・教育委員会・行政が連携して人権教育を推進します。	学校教育課
			地域コミュニティ課
13	【新規】 人権・同和問題の市民啓発	「日向市人権・同和教育研究大会」「日向市人権・同和问题市民講演会」「人権について考える市民の集い」の開催を通して市民の人権意識を高めます。	学校教育課
			地域コミュニティ課
14	「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発	子どもの利益が最大限尊重されるよう「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発に努めます。	地域コミュニティ課
			文化生涯学習課
			学校教育課
			こども課
15	障がいのある人の権利擁護の推進	障がいのある人が主体的に生活できるよう、権利擁護を推進します。	福祉課
			学校教育課
16	人権講座講師の育成	あらゆる人権問題の解決に向けて人権講座講師の育成・充実に努めます。	地域コミュニティ課

主要課題2 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
人権に関する講演会などへの参加者数	520人	550人	地域コミュニティ課実績データ	毎年

基本目標Ⅰ 「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【基本的な考え方】

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありませんが、男女共同参画の視点に立った場合、結果的に男女に中立に機能せず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあります。

平成27年度に実施した市民意識調査においても、家庭・学校・職場・地域、法律・制度及び社会通念・慣習など、全ての調査分野において、男女の地位の不平等を感じている人がおり、その背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行が、個人の個性や能力の発揮を阻害している実態がうかがえます。

一方、同調査では、男性の育児・家事参加に対するイメージについて「男性も家事・育児を行うことは、当然である」「子どもに良い影響を与える」という回答が多く、市民意識の変化が見られるものもあります。

男女平等意識が浸透した社会を目指すに当たって、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った考え方が、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。

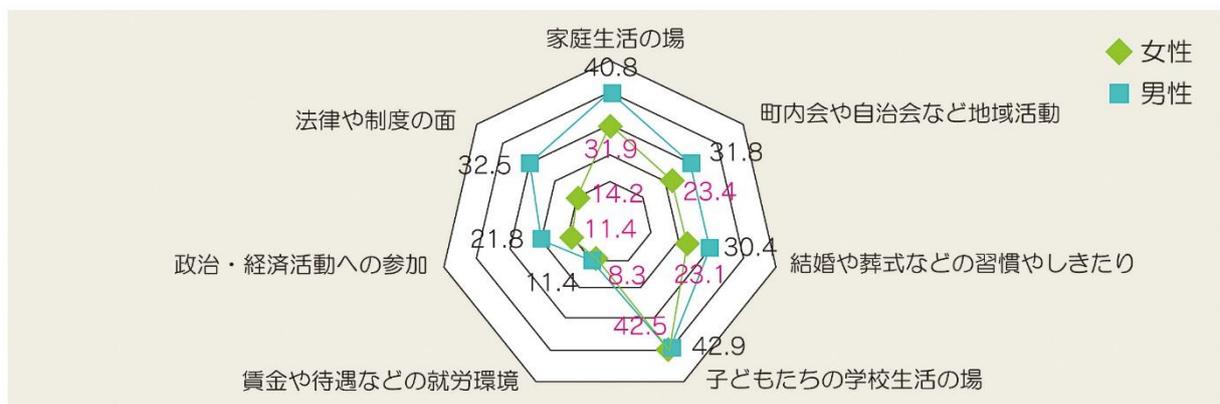
また、子どもの頃からの男女平等教育や、性別に捕らわれないキャリア形成等について学ぶことも重要です。

男女共同参画社会に向けた基盤を整備するため、本市の条例が基本理念として示す「社会における制度又は慣行についての配慮」に基づき、私たちの暮らしに関わる制度や慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しに取り組みます。

また、現行の制度や慣行がどのような影響を及ぼしているのか市民一人ひとりが気づくことが重要であるため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させるための広報や学習を展開します。

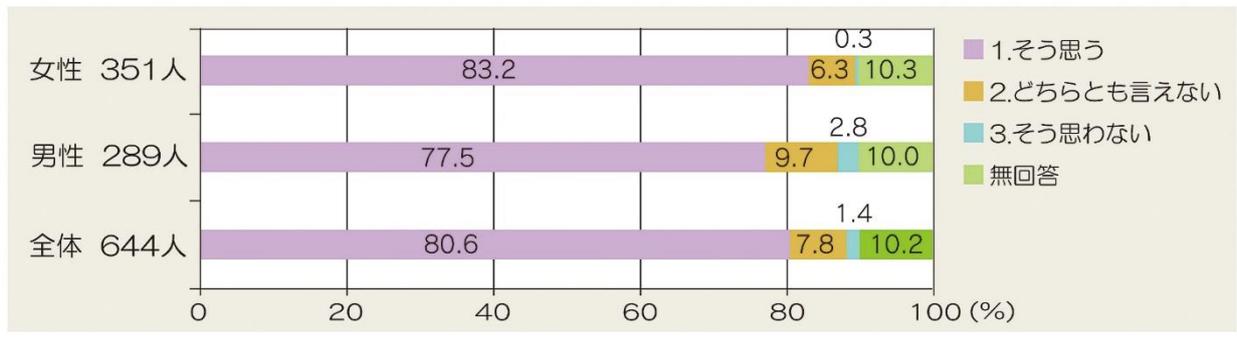
【現状・課題を示すデータ】

(1) 平成27年度市民意識調査 : 各分野における平等感(男女別)



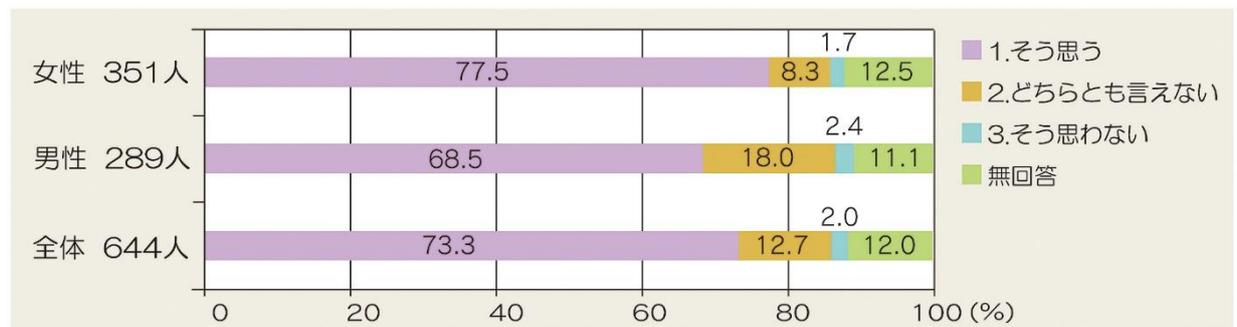
(2) 平成27年度市民意識調査：子育てについて①

子育てについて『女の子も男の子も同等に経済的自立ができるように育てるのがよい』という考え方を、どう思いますか。



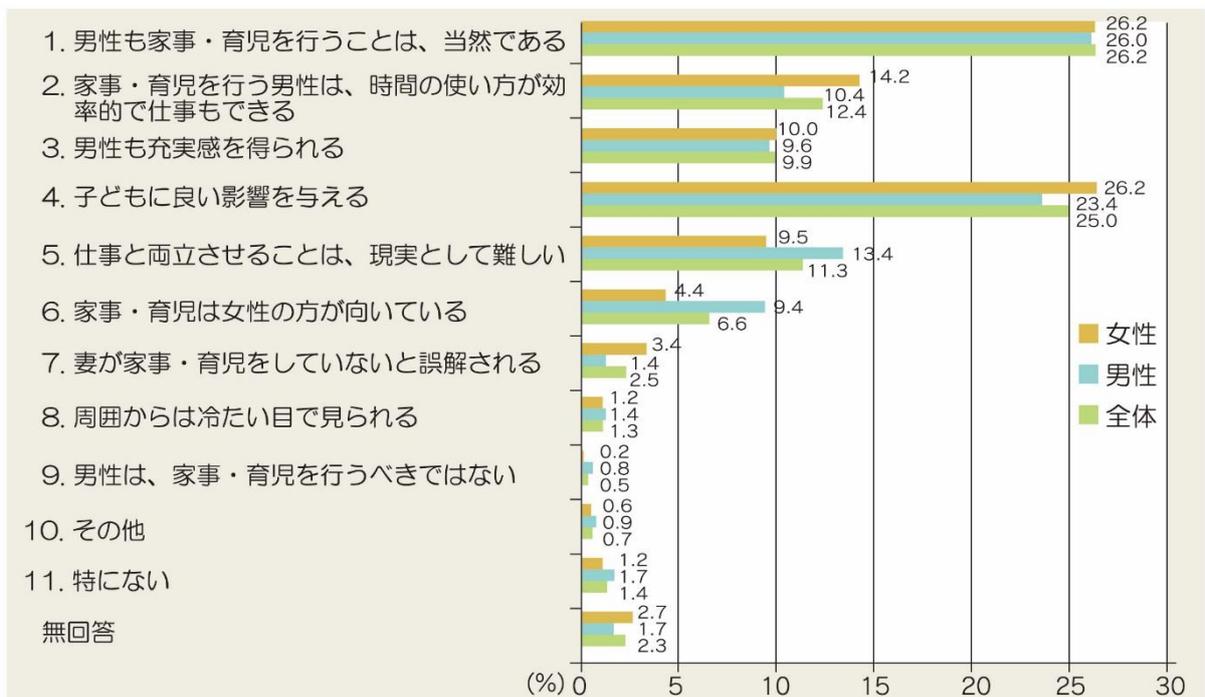
(3) 平成27年度市民意識調査：子育てについて②

子育てについて『女の子も男の子も家事・育児ができるように育てるのがよい』という考え方を、どう思いますか。



(4) 平成27年度市民意識調査：男性の家事・育児参画

「男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。」(複数回答可)



【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
2	男女共同参画に関する講座の開催【再掲】	男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画社会づくり推進ルーム(さんぴあ)を拠点に、研修会やフォーラムなど啓発事業を行うとともに、事業効果について検証します。	地域コミュニティ課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、学校教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	地域コミュニティ課
			学校教育課
			こども課
5	市職員に対する男女共同参画の研修【再掲】	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	職員課
			地域コミュニティ課
17	人権啓発推進	各種人権啓発研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについて啓発を推進します。	地域コミュニティ課
18	行事・イベントにおける慣行の見直し	男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的な性別役割分担意識の見直しと意識改革を推進します。	関係各課
19	市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進	内閣府が作成している「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」について周知を図ります。	地域コミュニティ課
20	男女混合名簿の実施	性差別をなくすためには、授業や行事などあらゆる場面で人権の視点をもって取り組む必要があります。男女混合名簿を各学校で作成し、学校、保護者全体で男女共同参画社会についての理解を深めます。	学校教育課
21	固定的な性別役割分担意識に捕らわれない進路指導、職場体験実習の実施	男女別の職業意識を持つことなく、生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、職場見学や職場体験学習を実施します。	学校教育課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
22	家事・介護等体験講座の実施	家事・介護等の講座の充実を図り、生活面での自立を支援します。特に男性の積極的参加を促すため、開催場所等についても検討します。	文化生涯学習課
			高齢者あんしん課
			地域コミュニティ課
23	男性の育児・介護休業制度の利用促進	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性の育児・介護休業取得を促進します。	地域コミュニティ課
			こども課
			商工港湾課
24	パパママ教室の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを行います。	こども課
25	【新規】女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*の推進	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数を5日（完全取得）、育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合を80%以上にします。	職員課

主要課題3 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	50%	市民意識調査（地域コミュニティ課）	5年ごと （次回平成32年度）
市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	5日	職員課実績データ	毎年
市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合	4%	80%	職員課実績データ	毎年

*女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」：働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表に関し、国や地方公共団体は、特定事業主として義務付けられている。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

【基本的な考え方】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。

働きたい人が仕事と育児・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、その能力を十分に発揮することができるよう、性別や雇用・就業形態に関係なく、それぞれが望む「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*」を可能にする環境の整備が求められています。

そのためには、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い*の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

国の「第4次男女共同参画基本計画」では、女性の活躍のためにも、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行を変革し、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場面における施策を充実させていくことが改めて強調されています。

平成27年度に実施した市民意識調査において男性の育児休業取得率が低い理由を尋ねたところ、20代・30代男性の回答では「職場に取りやすい雰囲気がないから」「取ると仕事で周囲の人に迷惑が掛かるから」「休業補償が十分でなく、経済的に困るから」という理由が多く、男性が積極的に育児に参画できる職場環境が整っていない実態が浮き彫りとなっています。

さらに、経済の長期的低迷と閉塞感の高まりにより悪化する雇用・就業環境の中、本市においても、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者や仕事と生活の場を同じくする農林水産業者・商工自営業者等の働き方による生活上の諸課題について、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。

このような現状を踏まえて、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組みます。

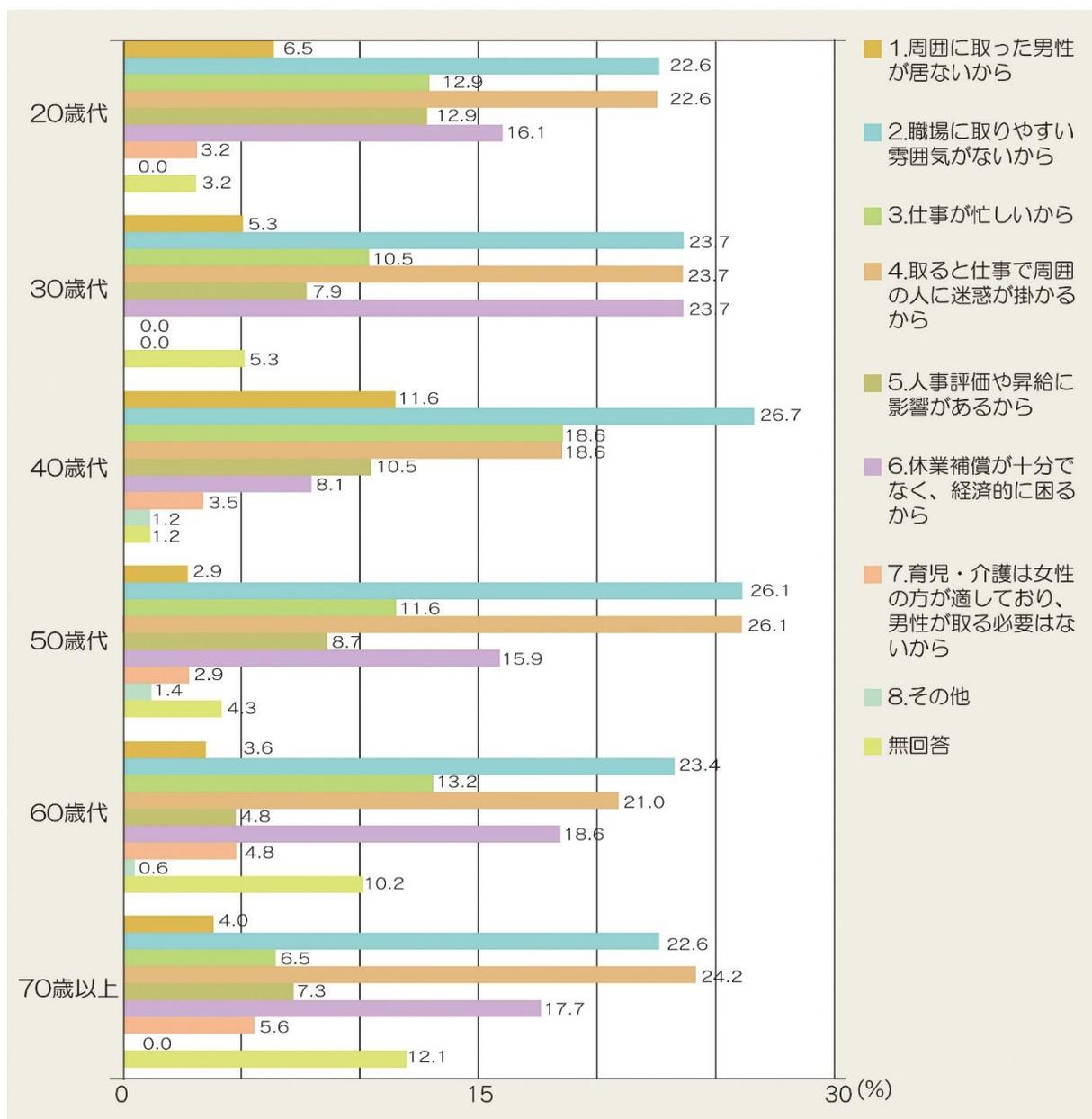
*仕事と生活の調和：誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

*妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い：妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」と言う。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」と言う。

【現状・課題を示すデータ】

(1) 平成27年度市民意識調査：男性の育児休業取得

「男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか。」（回答は二つまで可） ※男性年代別



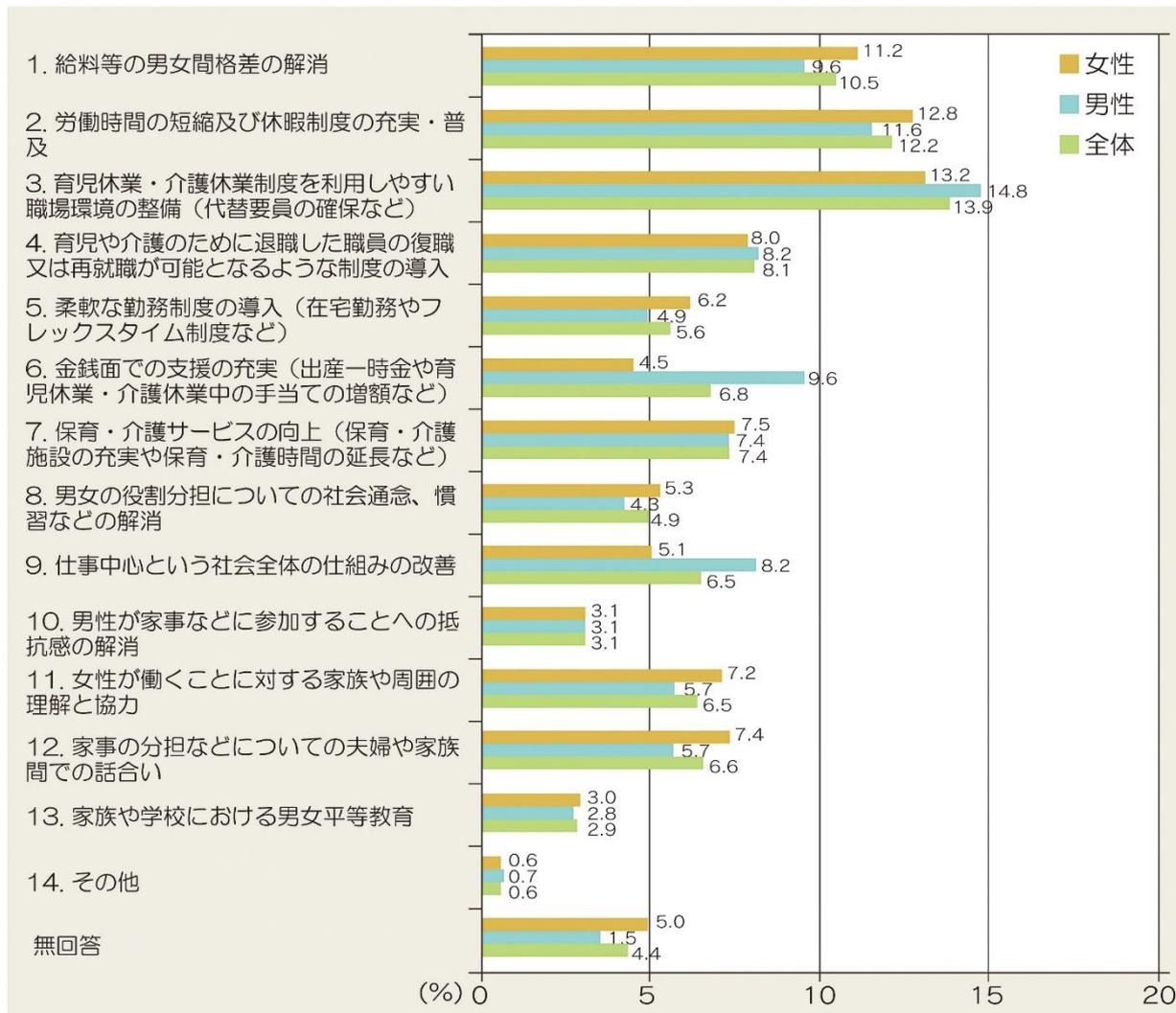
(2) 宮崎県内の育児休業制度の利用状況

資料：宮崎県雇用労働政策課「平成27年度労働条件等実態調査」

	男 性			女 性		
	最近1年間に配偶者が出産した者	平成27年8月31日までに育児休業を開始した者	育児休業取得率	最近1年間に出産した者	平成27年8月31日までに育児休業を開始した者	育児休業取得率
平成27年度	289人	20人	6.9%	256人	234人	91.4%
平成26年度	383人	13人	3.4%	271人	259人	95.6%

(3) 平成27年度市民意識調査：「ワーク・ライフ・バランスの実現」

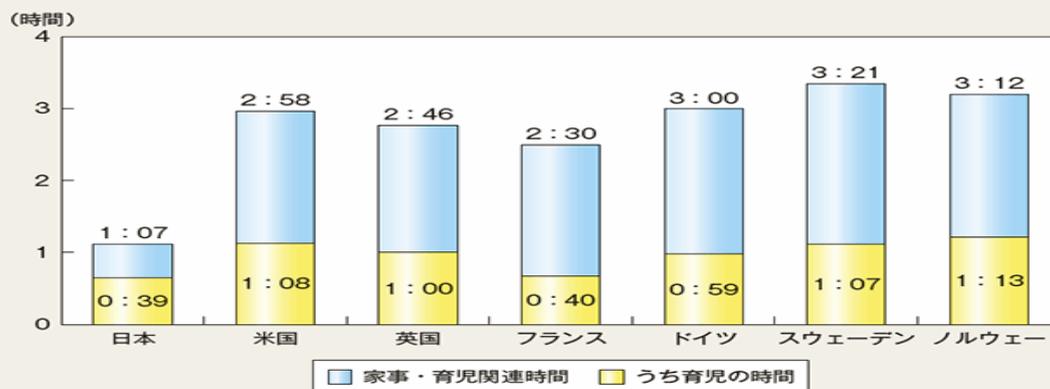
「男女も女性も仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるようにするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。」(回答は三つまで可)



(4) 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間(1日当たり 国際比較)

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

I-特-7図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)

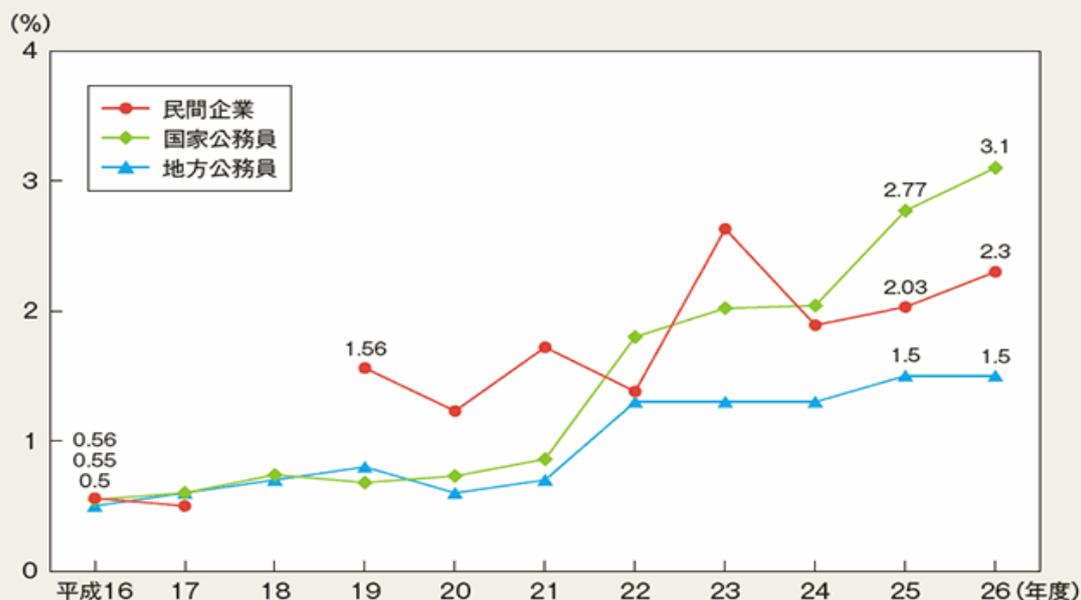


(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成23年). Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey"(2014) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

(5) 男性の育児休業取得率の推移

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

I-3-5図 男性の育児休業取得率の推移

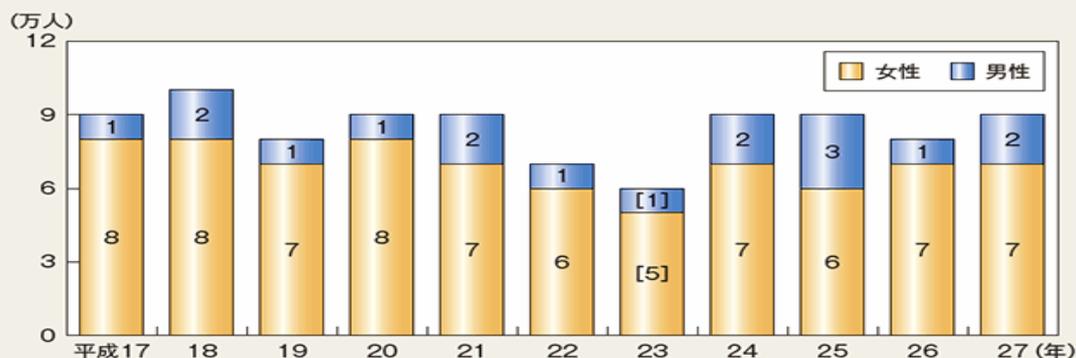


- (備考) 1. 民間企業の平成16年度及び17年度値は、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より作成（18年度は、調査対象が異なるため計上していない）。19年度以降は、厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。調査対象は、常用雇用者5人以上を雇用している民営事業所。
2. 国家公務員は、平成22年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、23年度から25年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、26年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、それぞれ以下の通り。それぞれ算出方法が異なるため、各要素間の厳密な比較は困難である。
 民間企業：調査年の前年度1年間（平成26年度調査においては、24年10月1日から25年9月30日）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合
 国家公務員：当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合
 地方公務員：当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員のうち、育児休業を取得した者の割合
5. 東日本大震災のため、民間企業の平成23年度値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

(6) 介護・看護を理由とした離職者数の推移

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

I-特-10図 介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
3. 平成23年の数値（[]表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
23	男性の育児・介護休業制度の利用促進【再掲】	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性の育児・介護休業取得を促進します。	地域コミュニティ課
			こども課
			商工港湾課
26	【新規】 企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「社員が輝く！先進企業」として認定するなど、推進のための広報・啓発を行います。	商工港湾課
			地域コミュニティ課
27	【新規】 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをなくす啓発	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いをなくすため、企業に対する啓発を行います。	地域コミュニティ課
28	【新規】 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進のための企業への啓発・支援	企業経営者に対する働き方改革等に関する普及・啓発を行うとともに、労働者が300人以下の企業を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援に努めます。	地域コミュニティ課
29	働く女性の母性保護と母性健康管理の促進	労働基準法における母性保護措置及び男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置の周知を図ります。	商工港湾課
			職員課
30	職業訓練に関する情報提供	安定した就労、職域拡大のため、職業訓練に関する情報提供を行います。	商工港湾課
31	雇用分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を推進します。	商工港湾課
			地域コミュニティ課
32	パートタイム労働者・派遣労働者の労働環境改善のための体制づくり	適正な労働条件の確保や福利厚生の実施など雇用条件の改善が図られるよう、事業者働き掛けを行います。	商工港湾課
			地域コミュニティ課
33	再就職・就業継続希望者への情報提供	職場復帰及び再雇用への支援や情報提供に努めます。	商工港湾課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
34	就労環境の整備	育児休業制度、介護休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入等の普及啓発を行います。	商工港湾課
			職員課
35	【新規】 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	持続可能で活力ある地域社会を維持していくため、あらゆる分野における女性の活躍推進が必要であることから、市の技術職（土木・建築）及び消防職の受験者総数に占める女性割合を10%以上にします。	職員課
36	新しい働き方の普及促進	ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、新しい就業形態に関する情報提供や技術の習得などの支援を行います。	商工港湾課
37	【新規】 起業家への支援	産業支援センター「ひむか-Biz」を中心に、関係機関と連携し、起業家の育成や継続的な支援を行います。	商工港湾課
38	地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進	地域資源を生かした新しい事業や起業を考えている人への支援を行います。	商工港湾課
			観光振興課
			ブランド推進課
39	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。	農業畜産課
			農業委員会
40	家族経営協定*締結の促進及び啓発	女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取決めを働き掛けます。	農業畜産課
			農業委員会
41	誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	農業従事者への労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための研修機会や情報の提供に努めます。	農業畜産課

*家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
42	多様な保育サービスの提供	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等を行います。	こども課
43	【新規】ヘルシースタート事業	全ての子どもの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠期から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるよう関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	こども課
44	子育て支援の拠点整備	地域子育て支援センターなどの整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	こども課
			教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター*事業	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	こども課
46	地域包括支援センター運営事業	市内6か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	高齢者あんしん課

主要課題4 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数	34社	60社	宮崎県HP（宮崎県商工観光労働部）	毎年
家族経営協定締結農家数	23戸	25戸	家族経営協定及び農村女性登用に関する実態調査（農業委員会、農業畜産課）	毎年
女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員300人以下の企業）	—	20社	厚生労働省HP	毎年

*ファミリー・サポート・センター：サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

【基本的な考え方】

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。

また、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組が重要です。生活困窮世帯の子どもへの支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援が必要となります。

さらに、高齢者、障がいのある人、本市で生活する外国人が安心して地域で暮らせる環境の整備も求められています。

また、性的マイノリティ*の人々が、周囲の理解不足や偏見で悩むことなく、自分らしい生き方ができるよう社会への啓発が必要であり、人権尊重の観点からの配慮も求められています。

これらの課題を解決していくため、男女共同参画の視点に立ち、多様化する生活形態や家族形態に対応する環境整備に取り組むとともに、様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を進めます。

【現状・課題を示すデータ】

(1) 出生数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
出生数	600人	586人	557人	554人	529人

資料：こども課作成

(2) 保育事業などの利用者実績

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可保育所等入所者数	1,666人	1,684人	1,698人	1,676人	2,622人
病後児保育事業	828人	1,000人	728人	654人	748人
一時預かり保育事業	645人	1,080人	1,440人	1,993人	1,823人
休日保育事業	194人	230人	350人	384人	285人

資料：こども課作成

*性的マイノリティ：身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性のあり方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。

(3) 児童虐待相談の内訳

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体的虐待	3 件	19 件	10 件	14 件	5 件
心理的虐待	17 件	21 件	15 件	32 件	13 件
性的虐待	1 件	2 件	1 件	1 件	0 件
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	10 件	38 件	12 件	13 件	24 件
合計	31 件	80 件	38 件	60 件	42 件

資料：こども課作成

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
42	多様な保育サービスの提供【再掲】	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等を行います。	こども課
43	【新規】 ヘルシースタート事業【再掲】	全ての子どもの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠期から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるように関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	こども課
44	子育て支援の拠点整備【再掲】	地域子育て支援センター等の整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	こども課 教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	こども課
46	地域包括支援センター一運営事業【再掲】	市内 6 か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	高齢者あんしん課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
47	子育てに係る経済的負担の軽減	子ども医療費助成、保育料軽減等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども課
48	児童虐待防止に向けた対策の推進	虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待をさせないための親へのサポートを充実させ、親と子の心のケアを図ります。	こども課
49	育児相談の実施	子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、男女共同参画の視点から育児に関する相談を行います。	こども課
50	民生委員・児童委員等の活動促進	担当地域内の児童・生徒の生活環境を把握し、身近な相談者として活動してもらうための支援を行います。	福祉課
51	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備	地域の高齢者や子育て経験者などに協力を得られるような体制づくりを推進し、地域で子どもを育む体制を整備します。	文化生涯学習課
			こども課
52	ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭が、経済的・生活的に自立できるように支援を図ります。	こども課
53	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮します。	こども課
54	ひとり親家庭の就業環境の充実	職業能力開発等の就業支援関係事業の周知を図ります。	こども課
55	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	様々な機会を活用し、男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。	学校教育課
			文化生涯学習課
			地域コミュニティ課
56	高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実	高齢者が安全・安心に生活できるよう助成事業などを継続するとともに、社会参画意欲に応えられるよう環境の整備に努めます。	高齢者あんしん課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
57	高齢者虐待への対応	高齢者の人権を守るため、高齢者虐待の防止に向けた啓発や体制強化を行います。	高齢者あんしん課
58	介護相談員派遣事業	介護による孤立化や不安を解消するため、介護に関する相談を実施します。	高齢者あんしん課
59	多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進	高齢者世帯、障がい者世帯などに対して男女共同参画概念に基づいた広報・啓発を推進します。	福祉課
			地域コミュニティ課
60	障がいのある人への生活支援	障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するための障がい者サービスの充実を図ります。	福祉課
61	外出支援の環境づくりの充実	高齢者や交通弱者に対し、外出支援の環境づくりの充実を図ります。	総合政策課
62	公共施設のバリアフリー化の推進	多様な人が自らの意志で社会参画し、自立できるよう、公共施設でのバリアフリー化を推進します。	建設課
			市街地整備課
			建築住宅課
63	消費者啓発事業	消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の手口等、暮らしに関する様々な情報を提供します。	市民課
64	外国人が安心して暮らせる環境の整備	市ホームページの多言語化や災害に関する情報発信など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。	地域コミュニティ課
65	【新規】性的マイノリティへの理解促進のための啓発及び支援	性的マイノリティへの差別・偏見を解消するための啓発及び支援を行います。	地域コミュニティ課

主要課題5 数値目標

項目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
ファミリー・サポート・センター 年間利用者数	336 人	400 人	こども課実績データ	毎年
高等職業訓練促進給付*受給者の 就職率	100%	100%	こども課実績データ	毎年
児童虐待防止に関する啓発活動の 回数	3 回	5 回	こども課実績データ	毎年
就労移行支援事業などの利用者数	277 人	306 人	福祉課実績データ	毎年
地域で自主的に開催している介護 予防教室の数	5 か所	50 か所	高齢者あんしん課 実績データ	毎年

*高等職業訓練促進給付：ひとり親家庭の父又は母が就職を有利にするため資格を取得する際、その養成訓練の受講期間の生活負担の軽減を図る目的で給付金を支給するもの。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【基本的な考え方】

多様化・高度化する地域課題の解決に向けては、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのためには、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

しかしながら、本市における審議会等の女性委員の割合は、平成28年4月現在26.3%、また、女性の区長は90地区中3人と、市政や地域運営への女性の参画が十分であるとは言えない状況にあり、より一層の取組の強化が必要です。

平成27年度に実施した市民意識調査において「政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由」を尋ねたところ、男女とも「男性優位の組織運営」と答えた人が最も多く、女性が参画しやすい組織運営の在り方が問われています。

その一方で、女性リーダーが増えることの影響について「男女を問わず優秀な人材が活躍できる」「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」という認識を持つ市民も多く、女性参画が社会にとって良い影響を与えることは認識されているものの、様々な要因により女性参画が進んでいない状況がうかがえます。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意見が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取り組みます。

【現状・課題を示すデータ】

(1) 男女格差を表す指数の国際比較 (GGI)

資料：世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
...	...	
...	...	
111	日本	0.660

GGI (ジェンダーギャップ指数)

世界経済フォーラム (スイスの非営利財団) が独自に算定したもので、4分野のデータから構成された男女格差を測る指数。

日本は、144か国中111位で、依然として政治・経済分野の値が低い状況です。

分野ごとの日本の順位

経済：118位

教育：76位

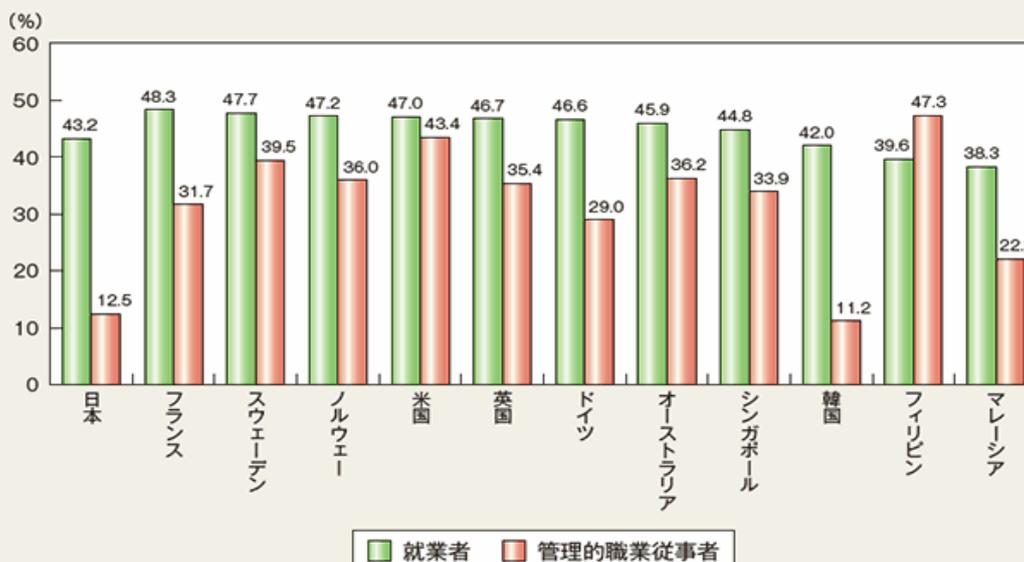
保健：40位

政治：103位

(2) 就業者数及び管理的職業従事者に占める女性の割合

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

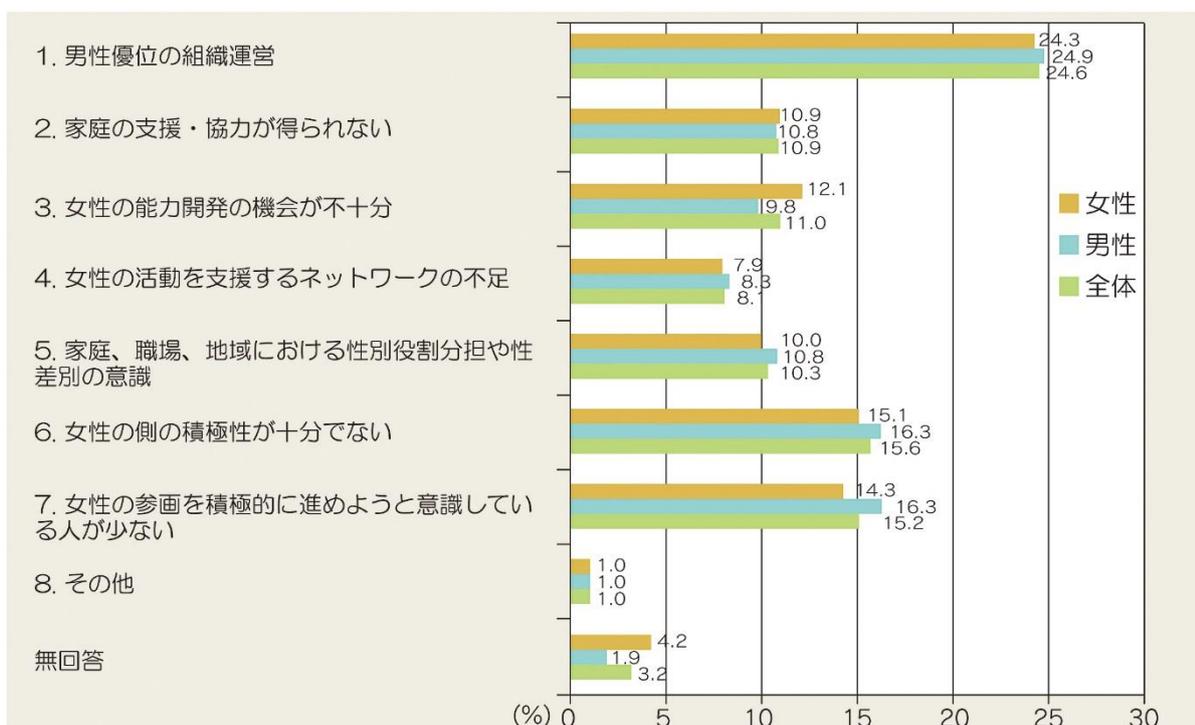
I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成27年），その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
 2. 日本，フランス，スウェーデン，ノルウェー及び英国は2015（平成27）年，米国は2013（平成25）年，その他の国は2014（平成26）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

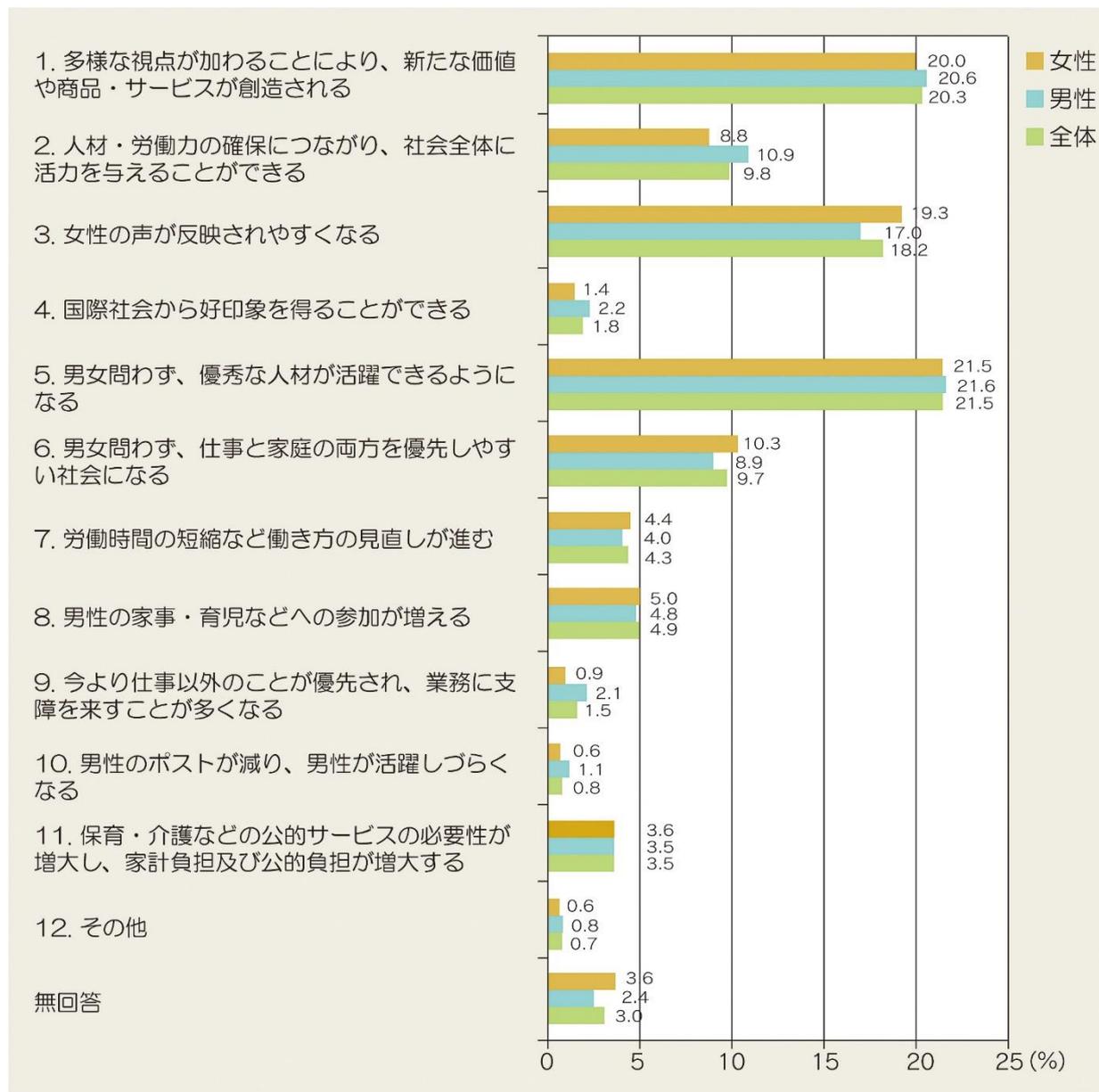
(3) 平成27年度市民意識調査：方針決定過程への女性参画

「近年、女性の社会進出は進みつつあるものの、町内会や自治会の長、審議会委員や議員には、まだ女性が少ないのが現状です。このような政治や行政における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。」（三つまで選択可）



(4) 平成27年度市民意識調査：女性参画の影響

「政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。」(三つまで選択可)



【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
66	審議会等への女性の参画の拡大	定期的に審議会等委員の女性参画状況を調査し、女性参画が進まない要因を把握し、具体的な解決策の検討を行うとともに、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の委員への推薦について協力を要請します。	地域コミュニティ課 関係各課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
67	各種団体への女性参画の働き掛け	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の積極的な参画を促進します。	関係各課
68	審議会等における女性委員に関する人材リストの整備	人材に関する情報を収集し、情報提供することで審議会等への女性参画を推進します。	地域コミュニティ課
69	パブリックコメント制度の周知	計画等を企画立案する過程において、その案を市民に公表し、これに対して出された意見を考慮して意思決定を行います。	関係各課
70	農業関係審議会等における女性参画の推進	企画立案・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	農業畜産課 農業委員会
71	経営管理能力の向上に関する研修の実施	女性が自らの力を発揮するための経営管理能力向上に関する研修の実施・支援を行います。	農業畜産課
72	生活研究グループへの支援	女性が自らの力を発揮するための生活研究グループへの支援を行います。	農業畜産課
73	女性認定農業者の育成	女性が経営などに参画する機会を確保するため、女性の認定農業者の育成に努めます。	農業畜産課 農業委員会
74	パートナーとしての経営参画の支援	女性が自らの意思により、経営方針決定の場に参画できる技術・能力の向上に対して支援します。	農業委員会
75	女性のエンパワーメント*を目的とした学習の充実	女性が自らの力を発揮するための学習の機会を充実させます。	関係各課
76	ポジティブ・アクション*に関する情報提供	働く場での性別格差の解消に向け、積極的に改善する方法などの情報提供を行います。	地域コミュニティ課

*エンパワーメント：力（パワー）を付けることの意味。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を付けることを意味する。

*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思のよって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
77	【新規】 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	仕事で活躍したいという希望を持つ女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、市の職員の係長以上の女性職員の割合を25%以上にします。	職員課
78	市職員への研修	男女を問わず、政策・方針決定過程への参画を推進するために、市職員に研修の機会を提供します。	職員課

主要課題6 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	40%	地域コミュニティ課 データ	毎年
市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.89%	25%	職員課データ	毎年
女性認定農業者数	6人	8人	認定農業者及び認定 新規就農者の認定状 況の把握（農業畜産 課）	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

【基本的な考え方】

急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を維持するためには、それぞれの地域において、男女とも希望に応じて働き、安心して子育てができる地域社会の実現が不可欠です。

本市では、多様化・高度化する地域課題の解決に向けて、多様な主体との協働による地域づくりを進めています。本来、地域づくりは、一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の充実を目指すものであり、地域づくりを担う市民活動や地域活動には、地域で暮らす生活者の視点が求められています。

また、防災分野においても、生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要です。これまでの大規模災害では、様々な意思決定過程への女性参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されていないなどの課題が生じています。今後は、東日本大震災や熊本地震等の経験や教訓を踏まえ、防災体制や施策への男女共同参画の視点の導入を進める必要があります。

このような状況の中、依然として根強く存在している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行により、地域生活の場で男女共同参画が進んでいない現状は、多様化する地域課題の解決に向けた協働による地域づくりの観点からも重要な課題です。

そのため、一人ひとりの人権尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり・防災体制の推進に取り組みます。

【現状・課題を示すデータ】

(1) 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

1-7-8図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
2. 原則として各年4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の値は、前年値(22年4月1日)により集計。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
43	【新規】 ヘルシースタート事業 【再掲】	全ての子どもの幸せな人生のスタートを応援するため、妊娠期から新生児期、乳幼児期のライフステージごとに切れ目なく支援できるよう関係機関の連携を図る子育て世代包括支援センターを設置するとともに、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、乳幼児健診事業等の充実を図ります。	こども課
44	子育て支援の拠点整備 【再掲】	地域子育て支援センター等の整備、学校施設の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	こども課 教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	こども課
46	地域包括支援センター運営事業【再掲】	市内6か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的な支援を行います。	高齢者 あんしん課
51	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備 【再掲】	地域の高齢者や子育て経験者などの協力を得られるような体制づくりを推進する等、地域で子どもを育む体制を整備します。	文化生涯学習課 こども課
79	放課後児童対策の充実	多様な子育てのニーズに対応できるよう、児童館・児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。	こども課 文化生涯学習課
80	子どもを見守るための地域の連携・活動の促進	地域社会が連携を深め、子どもたちを守り育てていく体制づくりを促進します。	市民課 学校教育課 文化生涯学習課
81	子どもの緊急避難場所の確保	学校・PTAと連携し、子どもが危険な場面に遭遇した場合に安心して駆け込める「こども110番・おたすけハウス」の確保に努めます。	文化生涯 学習課
82	地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画社会づくり推進ルームでの講座や出前講座を活用し、地域活動における女性参画を促進します。	地域コミュニ ティ課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
83	地域交流の促進	日常生活の中で男女共同参画社会づくりへの理解を深めることができるよう、地域活動への参加を促進します。	地域コミュニティ課
			文化生涯学習課
			学校教育課
84	市民活動団体リーダー養成事業	地域づくりにおいて女性の参画促進を図るため、リーダー養成事業への参加を促します。	地域コミュニティ課
85	防災対策における男女共同参画の推進	地域防災計画に掲げられた各種防災対策について、男女共同参画の視点に立った施策の整備を図ります。	防災推進課
86	【新規】 地域における防災意識の向上	総合防災訓練や防災講演会の開催に当たり、男女共同参画の視点に立った内容とするとともに、誰もが参加しやすい事業の実施を図ります。また、防災講座などの出前講座においても、様々な人や団体を対象とした講座を積極的に実施し、男女共同参画の視点に立った防災意識の向上を図ります。	防災推進課
87	消防団の充実	女性の視点を取り入れた消防団活動の充実を図ります。	消防本部
88	環境保全に関する学習機会の提供	自治会・学校・各種団体等において、ごみ減量や資源リサイクルに関する出前講座等を実施し、年齢・男女を問わず広く環境保全に関する意識啓発に努めます。	環境政策課
89	観光ボランティアガイドの養成	男女共同参画の視点を持った観光ボランティアの育成を図ります。	観光振興課

主要課題7 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18人	50人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
消防団実員数に占める女性の割合	2%	5%	消防本部データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

（「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）

【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力*（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）の被害者は、多くの場合が女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。暴力は、被害者の性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

平成27年度に実施した市民意識調査では、「大声でどなられる」という経験を含めると、何らかのDVを受けた経験がある人は、女性は57.9%、男性は37.7%となっています。

これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、DVは個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

このような状況の中、平成13年10月に配偶者暴力防止法が施行され、DVは家庭内における個人的な問題ではなく、社会的性別（ジェンダー）*に由来する構造的な問題であるという認識に基づき、DV、ストーカー行為等の被害への対策が進められてきました。

平成16年には配偶者暴力防止法が一部改正され、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。対象となる暴力の範囲の拡大や保護命令制度の拡充等が規定されるとともに、国及び地方公共団体はDVの防止と自立支援を含む被害者の適切な保護を図る責務を有すると定められました。平成19年7月にも配偶者暴力防止法の一部改正があり、市町村の責務の明確化や保護命令制度の拡充等が図られました。また、平成25年7月には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法律の適用対象とする一部改正がありました。

さらに、平成25年7月にストーカー規制法の改正があり、婦人相談所等による被害者等支援が明記され、平成28年12月の改正ではストーカー事案に携わる職務関係者による配慮等についても法律に規定されました。ストーカーによる殺人事件について多くの報道がなされており、被害者の身の安全の確保が重要な課題となっています。

本市では、平成17年3月に「日向市DV対策庁内連絡会議設置要綱」を、また、平

*配偶者等からの暴力：配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけでなくこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

*ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

成18年11月に「日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議会則」を制定し、庁内関係部署及び関係機関のネットワークを構築し、情報及び意見の交換を行い、より迅速に対応できるよう努めています。

また、平成20年4月に施行した条例第14条において、「配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為」を禁止する規定を掲げており、相談体制の充実等に努めています。

平成24年3月には「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、配偶者等からの暴力の根絶に向けて取組を進めてきました。

近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。*）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力、性犯罪は多様化しています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育を始め暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めています。

また、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であることから、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を総合的・体系的に推進するため、主要課題8を「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」として策定します。

【課題と現状を示すデータ】

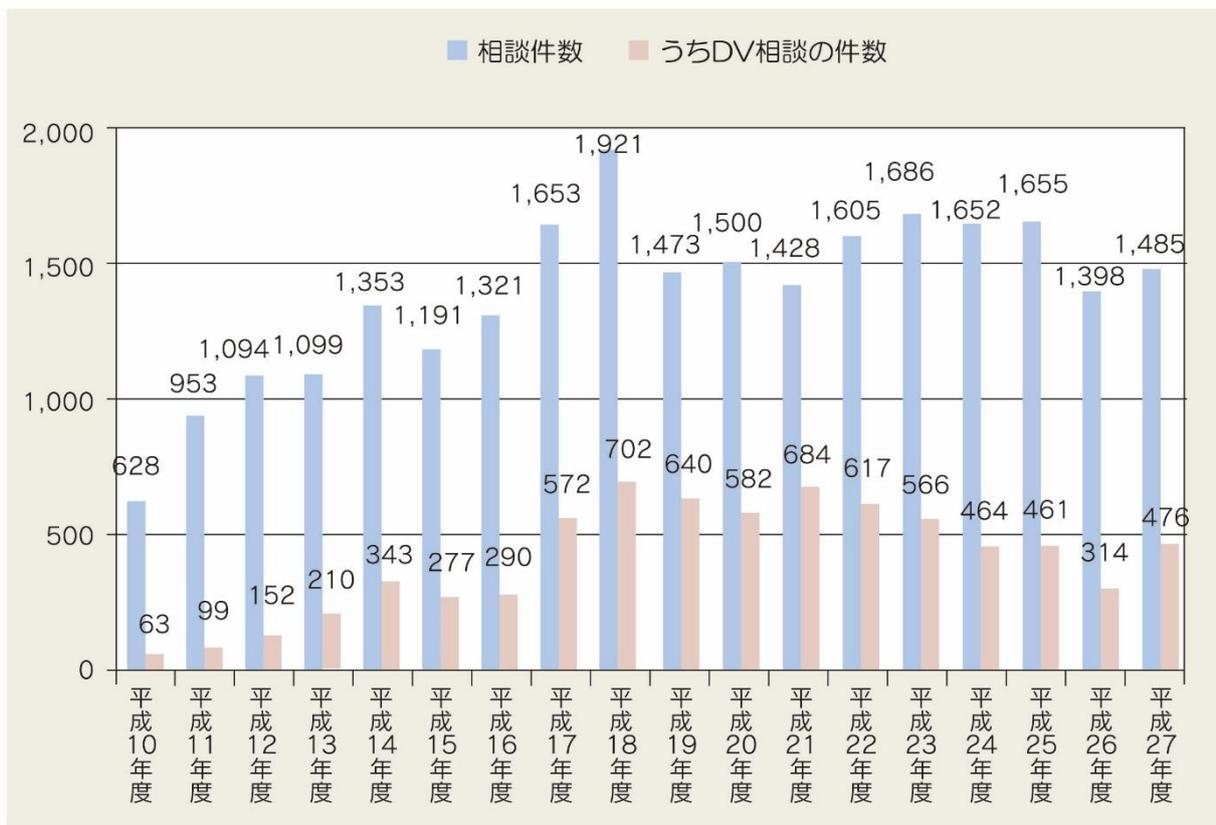
（1）本市でのDV相談件数と対応部署 ※延べ件数

相談対応部署	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①さんぴあ相談室	19件	12件	15件	13件
②関係課（こども課、福祉課、高齢者あんしん課、建築住宅課、学校教育課、市民課、地域コミュニティ課）	8件	14件	15件	18件

※さんぴあ相談室での平成27年度相談件数は287件（DV、家庭、夫婦、健康の悩み等）
そのうち、DV相談は上記の件数。

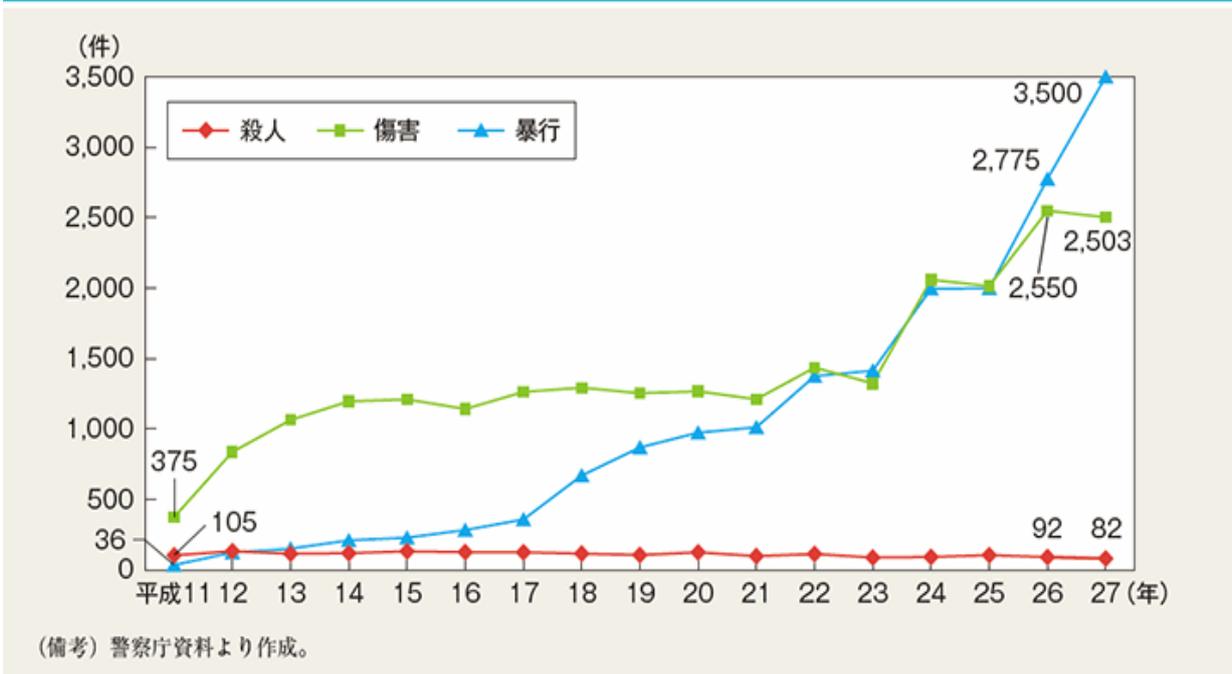
*ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

(2) 宮崎県女性相談所*における相談件数の推移 資料：宮崎県女性相談所



(3) 夫から妻への犯罪検挙数の推移 資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書平成28年度版

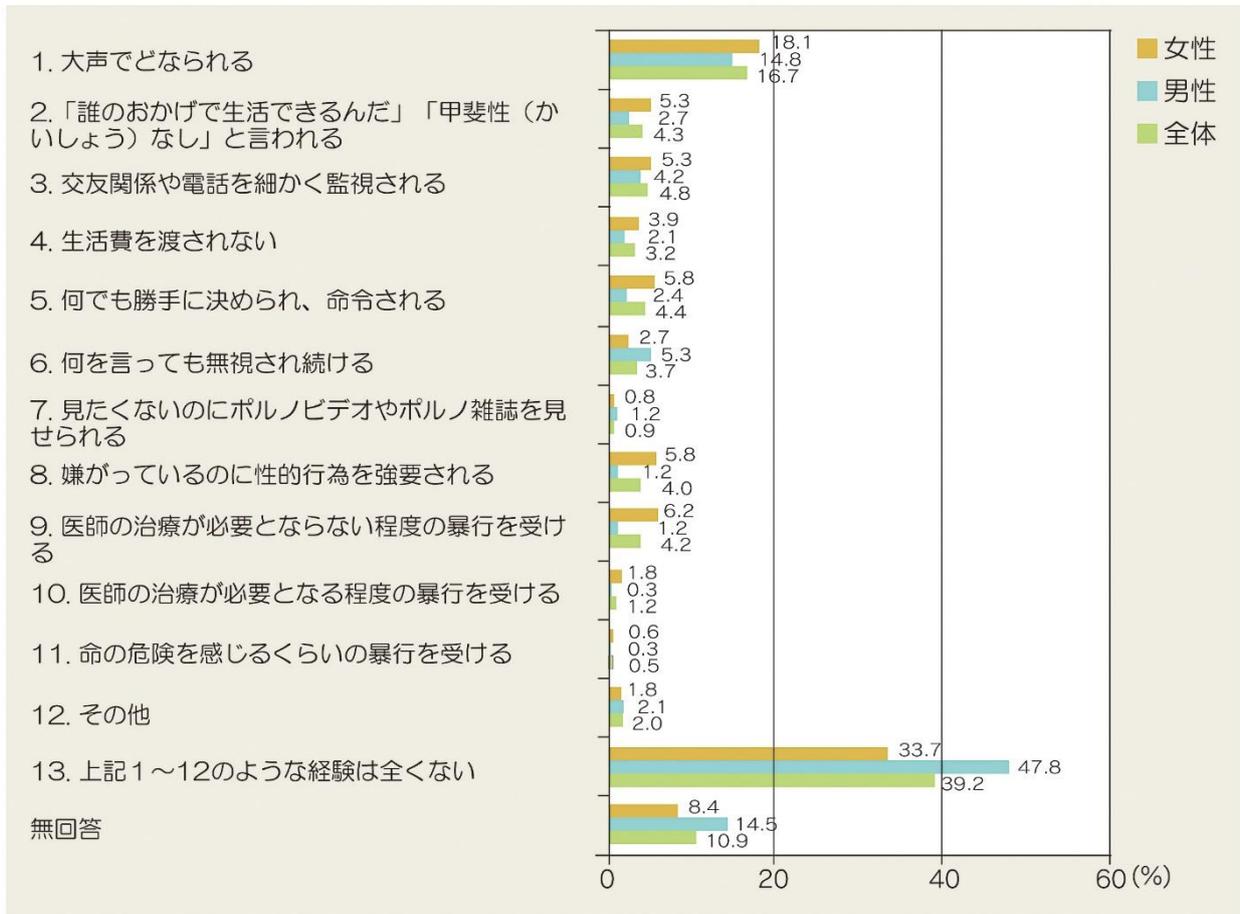
I-5-2 図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



*宮崎県女性相談所：昭和32年4月開設。平成13年のDV防止法制定に伴い、平成14年4月から「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担っており、被害者の早期発見や必要な保護・支援に努めている。

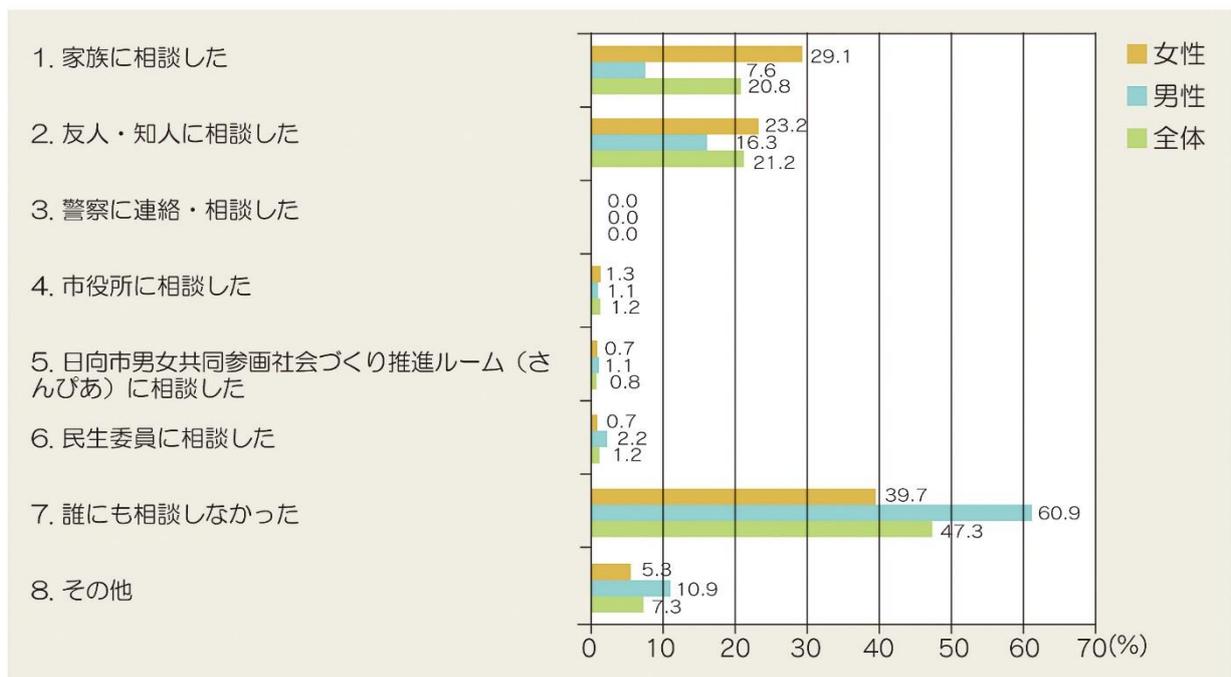
(4) 平成27年度市民意識調査：DV被害経験

「あなたは、夫や妻又は恋人から次のようなことをされたことがありますか。」(複数回答可)



(5) 平成27年度市民意識調査：DV被害を受けたときの行動

「DVを受けたときに、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。」(複数回答可)



「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の概要

1 目指すべき姿

暴力を許さない、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会

2 基本理念

○全ての人は、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利を有しています。

○DVは、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、「家庭内の問題」や「個人的な問題」ではなく、「社会的な問題」です。

○DVの被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係があることから、その根絶のためには人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。

○DVの被害者は、年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、その人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。

○国、県及び近隣市町村、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

3 計画の位置付け

(1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。

(2) この計画は、条例第14条を遵守するための計画として位置付け、第5次プランとして推進します。

4 計画の体系

I 暴力を許さない社会づくり	
1	暴力を許さない人権教育・啓発の推進
2	配偶者等からの暴力に対する理解の促進
3	デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進
II 安心して相談できる体制の確立	
4	相談体制の整備と充実
5	被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
6	苦情等への適切な対応体制の整備
III 被害者の安全と安心の確保	
7	被害者の保護と安全確保
8	被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
9	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
10	早期発見・未然防止のための仕組みづくり
11	支援者の安全確保
IV 被害者への生活再建支援	
12	安定した暮らしを守るための生活・経済的支援
13	住宅確保のための支援

*デートDV：結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

I 暴力を許さない社会づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

	事業名	具体的な事業内容	担当課
90	地域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、地域において、男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。	地域コミュニティ課
91	家庭教育における人権教育の促進	暴力の防止に資するよう、家庭において、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。	地域コミュニティ課
			文化生涯学習課
92	学校、幼稚園における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園の教育の場において、教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。また、人権意識を高める教育や男女の人権の尊重に基づく教育を推進します。	地域コミュニティ課
			学校教育課
93	職場における人権教育の促進	暴力の防止に資するよう、職場において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所などと連携し、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。	地域コミュニティ課
94	多様な機会を捉えた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、リーフレットを配布するなど多様な機会を捉えた広報・啓発を推進します。	地域コミュニティ課
95	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない児童・生徒を学校教育などの関係機関と連携して育てます。	学校教育課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭・学校・職場・地域のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発を進めます。	地域コミュニティ課

2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

	事業名	具体的な事業内容	担当課
97	「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～11月25日)」の周知	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解により更に傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報・啓発を進めます。	地域コミュニティ課
98	性暴力や性の商品化防止に関する情報提供	警察等関係機関と連携し、情報収集・提供を行います。	地域コミュニティ課 文化生涯学習課
99	広報紙やリーフレットを活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、市ホームページ、フェイスブック、広報紙及びリーフレットなどを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。	地域コミュニティ課
100	講演会や研修会の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、講演会や研修会を実施します。	地域コミュニティ課
101	講演会に参加する人への配慮	講演会の開催にあたっては、市の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した情報発信について検討します。	関係各課
102	書籍やDVD等の関連情報の整備・提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して書籍やDVD等の提供を行います。	図書館 地域コミュニティ課
103	加害予防の観点からの広報・啓発の在り方の検討	暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状を踏まえ、加害予防の観点から男性に対する広報・啓発も進める必要があります。被害者支援の視点に立ってどのような広報・啓発の在り方が有効か調査・研究を進めます。	地域コミュニティ課

3 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

	事業名	具体的な事業内容	担当課
95	問題解決を暴力に頼らない教育の推進【再掲】	個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない児童・生徒を学校教育などの関係機関と連携して育てます。	学校教育課
104	デートDV防止に関する広報・啓発の実施	SNSに起因する被害やリベンジポルノ*に関して若年層へ周知を図るとともに、デートDV防止に関する研修等を実施し、家庭・学校・地域におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。	地域コミュニティ課
105	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアができるようデートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。	地域コミュニティ課

II 安心して相談できる体制の確立

4 相談体制の整備と充実

	事業名	具体的な事業内容	担当課
106	安心して相談できる環境・相談体制の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談環境の充実を図るとともに、各種相談に当たる相談員の人権に関する意識の向上に取り組みます。	地域コミュニティ課
			市民課
			福祉課
			高齢者あんしん課
			学校教育課
			こども課
107	男女共同参画相談員研修	相談員のより一層の意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	地域コミュニティ課
108	男女共同参画相談制度の周知	制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。	地域コミュニティ課

*リベンジポルノ：元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。

	事業名	具体的な事業内容	担当課
109	被害者への各種相談窓口の周知	被害者の安全確保に対する配慮を始め被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	地域コミュニティ課
110	障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提供	障がいや使用する言語等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実にその機関に情報提供するよう努めます。	地域コミュニティ課
111	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。 ◎支援機関職務関係者 教育相談員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等	地域コミュニティ課
112	相談員など支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としてもその職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	地域コミュニティ課
113	市担当職員を対象とした研修の実施	被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。	地域コミュニティ課

5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

	事業名	具体的な事業内容	担当課
114	日向地区DVネットワーク会議を始め関係機関・団体との連携強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる日向地区DVネットワーク会議を定期的で開催し、情報交換を行います。	地域コミュニティ課
115	庁内関係各課の連携体制の強化	DV対策庁内連絡会議を定期的で開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう体制の強化を図ります。	地域コミュニティ課

	事業名	具体的な事業内容	担当課
116	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	休日や時間外に対応できる支援機関を把握するなど、必要に応じて連絡体制一覧表の改定を行い、支援関係機関への配布を行います。	地域コミュニティ課

6 苦情等への適切な対応体制の整備

	事業名	具体的な事業内容	担当課
117	申出への対応体制の整備	条例第 20 条第 2 項に基づき、市の実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は影響を及ぼすと認められる施策について、市へ相談及び苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	地域コミュニティ課

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

7 被害者の保護と安全確保

	事業名	具体的な事業内容	担当課
118	被害者の一時避難への支援	被害者の一時避難のための経費を確保し、支援関係機関・団体との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	地域コミュニティ課
119	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	消防本部
120	【新規】 災害時における安否確認情報の提供体制の整備	災害時における被災者の安否確認情報の提供に際し、被災者の意思を確認するとともに、個人情報の管理の徹底を図ります。	防災推進課

8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

	事業名	具体的な事業内容	担当課
121	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は、守秘義務違反に問われないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	地域コミュニティ課

	事業名	具体的な事業内容	担当課
122	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	地域コミュニティ課 こども課
123	被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、市や警察を始め支援関係機関が連携して、被害者へ制度に関する情報提供とその利用支援を行います。	地域コミュニティ課
124	被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議等、情報を共有する必要がある機関において情報管理のルールを定め遵守します。	地域コミュニティ課
125	保護命令制度*の広報と被害者への利用支援	配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。	地域コミュニティ課
126	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市民課
127	医療保険制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続における支援措置を適切に運用します。	国民健康保険課

*保護命令制度：被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者を始め被害者の子どもや親族へのつきまとい行為等の禁止や被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。

9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

	事業名	具体的な事業内容	担当課
128	地域における子どもの見守りの促進	様々な立場の人が子どもを見守り、暴力による被害があった場合は、関係機関との連携により適切に対応することができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	地域コミュニティ課
			こども課
			学校教育課
129	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等を防ぐため、現住所地に住民票を異動できない子どもが現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等できるよう支援します。	こども課
			学校教育課
130	健康診査・予防接種の実施への配慮	加害者からの追跡を防ぐため、現住所地に住民登録していない子どもについても現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	こども課

10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

	事業名	具体的な事業内容	担当課
131	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働き掛け	配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働き掛けを行います。	地域コミュニティ課
132	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修	被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、消防(救急)職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育分野等各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。	地域コミュニティ課

	事業名	具体的な事業内容	担当課
133	地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見	地域住民にとって身近な相談者である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は、日頃の活動を通して配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。	市民課
			福祉課
134	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がいのある人に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高くなります。そのため、関わりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意するとともに、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。	高齢者 あんしん課
			福祉課
			こども課
135	学校、幼稚園、保育所における子どもの行動からの暴力被害の早期発見	学校関係者や保育士など、日頃から子どもに接している者は、子どもが発するSOSを見逃さず、暴力被害の早期発見に努めます。また、被害者に相談機関の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所など関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	こども課
			学校教育課

1 1 支援者の安全確保

	事業名	具体的な事業内容	担当課
136	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	関係各課
137	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力してその安全確保に努めます。	地域コミュニティ課

	事業名	具体的な事業内容	担当課
138	支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援	被害者の親戚や友人、支援者等の安全確保を図るため、配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、市や警察を始め支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用支援を行います。	地域コミュニティ課

IV 被害者への生活再建支援

1 2 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

	事業名	具体的な事業内容	担当課
139	生活保護等の援護制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	福祉課
140	ハローワークにおける職業相談の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけではなく、心の回復の面からも重要です。ハローワークにおける職業相談の情報提供を行います。	地域コミュニティ課
141	就職のための技能習得の情報提供	有利な技能や知識を習得するための職業訓練や法制度に関する情報を提供します。	地域コミュニティ課
142	各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口	各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。	こども課
143	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設などへの入所を支援します。	福祉課
			こども課
			地域コミュニティ課

1 3 住宅確保のための支援

	事業名	具体的な事業内容	担当課
144	市営住宅への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、市営住宅に優先的に入居させます。	建築住宅課

主要課題8 数値目標

項目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	男性 50.0% 女性 70.0%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.3%	70%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
デートDV防止講座の実施回数	1回	3回	地域コミュニティ課 実績調査	毎年

日向市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援計画の推進体制

日向市男女共同参画推進条例

第5向日向市男女共同参画プラン

第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

●市民

●事業者

●教育に携わる者

男女共同参画行政推進会議

○施策の総合的かつ効果的な推進

○関係部門相互間の総合調整

男女共同参画推進審議会

○重要事項の調査・検討

○計画推進の評価

日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議

【関係機関、団体、関係各課】

○被害者への総合的な対応

DV対策庁内連絡会議

【関係各課】

○被害者への適切かつ迅速な対応

さんぴあ相談室

○初期相談窓口

国・県・自治体
関係機関

総合政策部地域コミュニティ課

【市民啓発の拠点施設】

日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム(さんぴあ)

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

【基本的な考え方】

セクシュアルハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、本市の条例においても、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害として明示しています。

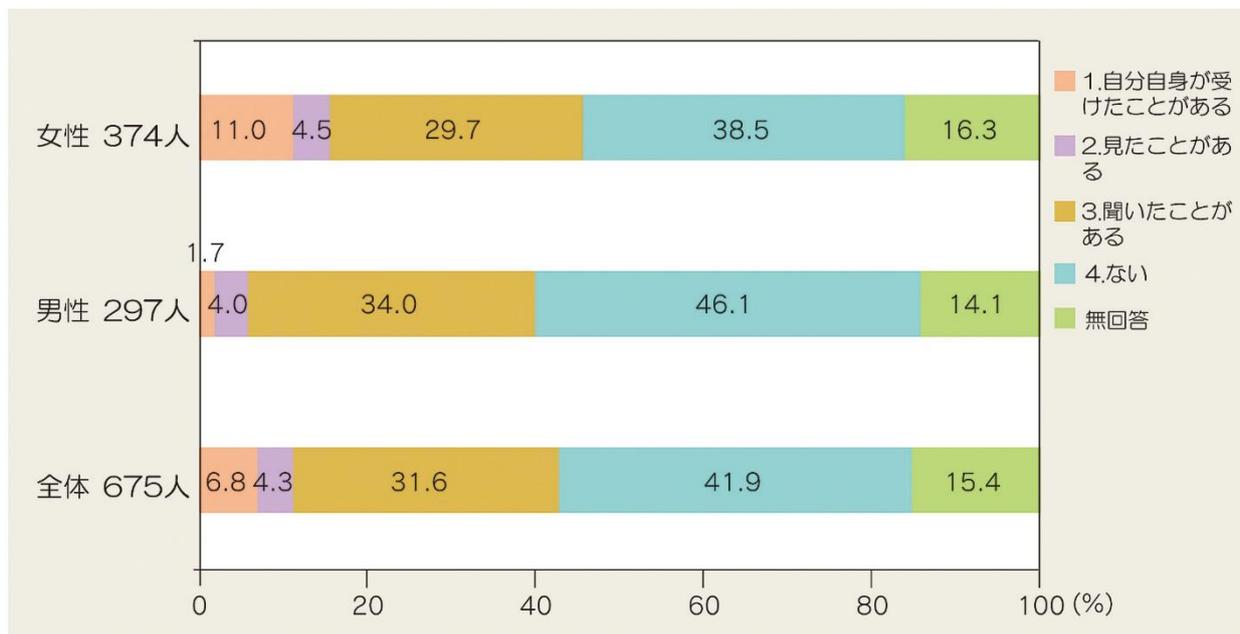
平成27年度に実施した市民意識調査では、「セクシュアルハラスメントを自分自身が受けたことがある」と答えた人は、女性は11.0%、男性は1.7%となっています。

こうした状況を踏まえ、セクシュアルハラスメントを容認しない社会環境の整備等の基盤づくりの強化を図るとともに、セクシュアルハラスメント及び性犯罪に対する相談体制及び関係機関との連携を強化し、総合的な防止対策を進めていきます。

【現状・課題を示すデータ】

(1) 平成27年度市民意識調査：セクシュアルハラスメント被害

「あなたは身近なところ（学校・職場・地域活動）で、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）を自分が受けたか、あるいは見たり聞いたりしたことがありますか。」（複数回答可）



*セクシュアルハラスメント：職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

	事業名	具体的な事業内容	担当課
109	被害者への各種相談窓口の周知【再掲】	被害者の安全確保に対する配慮を始め被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	地域コミュニティ課
145	市役所におけるセクシュアルハラスメント対策	セクシュアルハラスメント防止要綱を制定するとともに、相談窓口を設置します。また、セクシュアルハラスメント防止に向けて職員への周知を図ります。	職員課
146	教育の場におけるセクシュアルハラスメント相談事業	各学校に「セクシャルハラスメント相談員」を配置し、相談しやすい環境づくりと相談者の心のケアに配慮しながら、相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課
147	セクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	学校・職場・地域におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	地域コミュニティ課 商工港湾課
148	関係機関との連携	宮崎県労働局雇用均等室と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	地域コミュニティ課 商工港湾課

主要課題9 数値目標

項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
セクシュアルハラスメント及び性犯罪防止に関する広報活動	—	3回	地域コミュニティ課実績データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題 10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

【基本的な考え方】

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

また、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、その生涯を通して、男性とは異なる心身及びその健康上の問題に直面するため、それらの問題の対応については、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、人権尊重の視点から多様なライフスタイル・ライフステージに応じた支援が必要です。

このような課題の前提には、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*」概念があり、本市の条例においても、「性の尊重に基づく健康への配慮」を基本理念として示しています。

しかし、個人の意思が尊重されるべき結婚や妊娠・出産に関しては、依然として偏見が根強く、個人の尊厳への配慮が足りない状況があることがうかがえます。

近年は女性の就労の増加、晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっています。

また、若い世代の性意識と性行動の変化に伴い、望まない妊娠による若年母子への支援、性感染症の広がりに関する対策など、思春期における性と生殖に関する健康についての多様な課題への対応が求められており、学校教育における発達段階に応じた確かな性教育を始め地域社会における世代横断的な取組が急がれます。

このような課題を踏まえて、「性と生殖に関する健康／権利」概念の浸透を図りつつ、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行います。

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：平成6年の国際人口／開発会議及び平成7年の第4回世界女性会議において提唱された概念。生涯にわたり避妊・妊娠・中絶・出産の全ての過程において、他者の強制ではなく自ら決定する権利のこと。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
149	性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）概念に関する情報の提供	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識の普及に努めます。	地域コミュニティ課
150	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課
151	健康づくりに対する意識の向上	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう、健康に関する知識の普及に努めます。	いきいき健康課
			学校教育課
			文化生涯学習課
			こども課
152	母子保健事業	母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、健診事業、保健指導事業等を推進します。	こども課
153	健康教育・相談体制の周知	生涯を健康に過ごすことができるよう、相談体制を充実させ、相談環境づくりに努めます。	いきいき健康課
154	各種検診・健診の受診率向上	生涯を健康に過ごすことができるよう、予防体制や各種検診の充実に努め、受診率向上に向けた啓発を推進します。	いきいき健康課
155	各種検診事業	医療機関やその他の検診機関と連携を図り、性差を考慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます。	いきいき健康課
156	食育の推進	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、家庭・学校・地域が連携した食育活動を推進します。	いきいき健康課
			学校教育課

番号	事業名	具体的な事業内容	担当課
157	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、成人病等の慢性疾患の予防及び健康の保持増進を図ります。	いきいき健康課
158	心の健康づくり事業	ストレスやうつ病などの相談を気軽に受けられる体制づくりに努めます。	いきいき健康課
159	健康づくり推進事業	地域生活の視点に立った健康づくり推進事業を実施します。	いきいき健康課
160	喫煙に関する正確な情報提供	喫煙が及ぼす健康への影響について、情報を提供します。	いきいき健康課
161	青少年健全育成事業	青少年育成センターを拠点に、関係機関と連携し、有害図書などの規制のための活動を行います。	文化生涯学習課
162	飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備	児童・生徒に、飲酒・喫煙・薬物乱用等が身体に及ぼす影響について正しい理解を促します。	文化生涯学習課 学校教育課
163	生涯スポーツ振興の推進	各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が積極的に参加できる各種スポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課

主要課題 10 数値目標

項目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の公表頻度
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	1 回	3 回	地域コミュニティ課実績データ	毎年
子宮がん検診受診率	40.6%	45.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
乳がん検診受診率	42.6%	47.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
特定健康診査*受診率	31.3%	41.0%	いきいき健康課実績データ	毎年

*特定健康診査：メタボリックシンドローム（内蔵脂肪型肥満）に着目した健康診査。

数 値 目 標 一 覧

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

	項 目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
1	固定的性別役割分担意識に捕 られない市民の割合	50.5%	60%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
2	男女共同参画社会づくり推進 ルームの認知度	13.9%	30%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
3	男女共同参画社会づくり推進 ルームが主催する講座の受講 者数	275人	350人	地域コミュニティ課 実績データ	毎年
4	よのなか教室の実施校	12/20校	20/20校	学校教育課データ	毎年

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

	項 目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
5	人権に関する講演会などへの 参加者数	520人	550人	地域コミュニティ課 実績データ	毎年

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

	項 目	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
6	「家庭生活の場で男女が平等 になっている」と感じる割合	35.9%	50%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
7	市の男性職員の配偶者出産休 暇の平均取得日数	2.36日	5日	職員課実績データ	毎年
8	市の男性職員の育児参加のた めの休暇又は育児休業の取得 割合	4%	80%	職員課実績データ	毎年

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
9	「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数	34社	60社	宮崎県HP（宮崎県商工観光労働部）	毎年
10	家族経営協定締結農家数	23戸	25戸	家族経営協定及び農村女性登用に関する実態調査（農業委員会、農業畜産課）	毎年
11	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員300人以下の企業）	—	20社	厚生労働省HP	毎年

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
12	ファミリー・サポート・センター年間利用者数	336人	400人	こども課実績データ	毎年
13	高等職業訓練促進給付受給者の就職率	100%	100%	こども課実績データ	毎年
14	児童虐待防止に関する啓発活動の回数	3回	5回	こども課実績データ	毎年
15	就労移行支援事業などの利用者数	277人	306人	福祉課実績データ	毎年
16	地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5か所	50か所	高齢者あんしん課実績データ	毎年

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	40%	地域コミュニティ課データ	毎年
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.89%	25%	職員課データ	毎年
19	女性認定農業者数	6人	8人	認定農業者及び認定新規就農者の認定状況の把握（農業畜産課）	毎年

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
20	男女共同参画社会づくり推進 ルームで開催する地域づく り・防災講座の受講者数	18人	50人	地域コミュニティ課 実績データ	毎年
21	消防団実員数に占める女性の 割合	2%	5%	消防本部データ	毎年

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
22	DV被害を受けた人のうち、 誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	男性 50.0% 女性 70.0%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
23	配偶者・交際相手に対して「誰 のおかげで生活できるんだ」 など侮辱する行為を暴力と認 識している人の割合	57.3%	70%	市民意識調査（地域 コミュニティ課）	5年ごと （次回平成 32年度）
24	デートDV防止講座の実施回 数	1回	3回	地域コミュニティ課 実績調査	毎年

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
25	セクシュアルハラスメント及 び性犯罪防止に関する広報活 動	—	3回	地域コミュニティ課 実績データ	毎年

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

	項目	現状 平成27年度	目標値 平成33年度	数値の調査方法	数値の 公表頻度
26	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツに関する情報提供	1回	3回	地域コミュニティ課 実績データ	毎年
27	子宮がん検診受診率	40.6%	45.0%	いきいき健康課 実績データ	毎年
28	乳がん検診受診率	42.6%	47.0%	いきいき健康課 実績データ	毎年
29	特定健康診査受診率	31.3%	41.0%	いきいき健康課 実績データ	毎年

資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5 日向市男女共同参画推進条例
- 6 日向市男女共同参画推進審議会規則
- 7 日向市男女共同参画行政推進会議設置規程
- 8 日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- 9 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査の概要
- 10 プラン策定経過
- 11 プラン策定委員名簿
- 12 男女共同参画に関する国内外の動き

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)

最終改正

(平成十一年十二月二十二日法律第六十号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会

の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

い。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第二百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

1979年国際連合総会採択
1981年発効
日本批准 1985年6月24日
公布 1985年7月1日
発効 1985年7月5日

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に

発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関

する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中

小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四

項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない

い。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施する

ことができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、

当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、な

おその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

最終改正

(平成二十六年四月二十三日法律第二十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者

から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を

満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの

生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと

する。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内

容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の

記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令

が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合

には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手

		であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

日向市男女共同参画推進条例

平成 20 年 2 月 28 日
条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 14 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 15 条—第 24 条)

第 3 章 日向市男女共同参画推進審議会(第 25 条)

第 4 章 雑則(第 26 条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、我が国では、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

日向市においても、これまで国や県の動向を踏まえ、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において活躍することができる男女共同参画社会のまちづくりをめざした取組を、市民活動との連携を図りながら進めてきたが、その実現を妨げるような性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行が依然として根強く存在しており、その改善を図るために取り組むべき課題は多く残されている。

一方、少子高齢化の進行や産業・経済構造の変化等に対応していく上で、性別にかかわらずすべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)においても 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、ここに、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、すべての人が共に責任を負う男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、市、市民、事業者及び教育に携わる者が協働して、一人ひとりが大切にされるまち日向市を築くために、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 性別にかかわらずすべての人(以下「すべての人」という。)が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)及び市内に活動拠点を置く市民団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(すべての人の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個

人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(多様な活動に参画する機会の確保)

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画できる機会を確保するため、社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない。

(性の尊重に基づく健康への配慮)

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(教育における配慮)

第8条 男女共同参画社会の形成は、社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(国際理解及び国際協力)

第9条 男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を主要な政策と位置付けるとともに、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と連携し、男女共同参画社会の形成を図るよう努めなければならない。

3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、その事業又は活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業又は活動を行うに当たり、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるとともに、就業又は活動と家庭生活との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 13 条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 14 条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 15 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、基本計画を策定しようとするときは、第 25 条に規定する日向市男女共同参画推進審議会(以下第 20 条第 3 項において「審議会」という。)に諮問しなければならない。

- 3 市は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第 16 条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への共同参画)

第 17 条 市は、政策の立案及び決定の過程におけるすべての人の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を委嘱する場合には、その委員のうち男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満としないよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 18 条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

(市民等への支援)

第 19 条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報の提供その他に必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第 20 条 市長は、性別による権利侵害の行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為に係る事案について、市民等からの相談があった場合は、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、当該相談を適切に処理するものとする。

- 2 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長は、前項の苦情の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第 21 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼等)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成への取組に関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(推進体制の整備等)

第 23 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設として、日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム条例(平成 13 年日向市条例第 22 号)に規定する日向市男女共同参画社会づくり推進ルームを位置づけ、その施設の機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第 24 条 市長は、毎年度、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 日向市男女共同参画推進審議会

(設置等)

第 25 条 市長の附属機関として、日向市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 15 条第 2 項(同条第 4 項の規定により準用される場合を含む。)及び第 20 条第 3 項の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 必要があると認めるときは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を自ら調査審議し、市長に意見を述べること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 前 5 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている第 3 向日向市男女共同参画プランは、第 15 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。

日向市男女共同参画推進審議会規則

平成 20 年 3 月 26 日
規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日向市男女共同参画推進条例(平成 20 年日向市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 25 条に規定する日向市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に定める用語の例による。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画社会の形成に関し知識又は経験を有する者

(2) 事業者が推薦する者

(3) 公募の市民

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項について調査審議し、審議会に報告するものとする。

3 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、地域コミュニティ課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

日向市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成6年11月21日
訓令(甲)第23号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、日向市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の関係課相互間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長、副会長は教育長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が推進会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者及び市長が必要と認める者をもって充てる。
- 6 前項の市長が必要と認める者をもって充てる幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。
- 8 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 9 幹事長に事故あるときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。

日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成8年7月17日
告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、新しい男女共同社会の実現をめざす日向市男女共同参画プランを策定するために設置する日向市男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、日向市男女共同参画プランの原案を策定し、これを市長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市民及び市職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(運営)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもってあてる。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成をもって議事を決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 策定委員会に、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバー(以下「メンバー」という。)は、日向市男女共同参画行政推進会議設置規程(平成6年日向市訓令(甲)第23号)第6条第2項に規定する担当者会の委員をもって充てる。

3 市長は、必要に応じて、前項に規定するメンバー以外の市職員をメンバーに任命することができる。

4 ワーキンググループは、日向市男女共同参画プランの素案を策定し、これを策定委員会に提出する。

(任期)

第7条 委員及びメンバーの任期は、日向市男女共同参画プランが策定されるまでとする。

(事務局)

第8条 策定委員会及びワーキンググループの事務局は、地域コミュニティ課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成12年6月1日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。

(日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱の一部改正)

2 日向市男女共同参画社会づくり懇話会要綱(平成11年日向市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日向市女性基本計画」を「日向市男女共同参画プラン」に改める。

附 則(平成18年3月31日告示第146号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第54号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

男女共同参画社会づくりのための市民意識調査の概要

1 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識の変化と実態を把握し、平成28年度に策定する「第5次日向市男女共同参画プラン」「日向市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」「女性活躍推進法に基づく推進計画」の施策の充実を図るための基礎資料とする。

2 調査の方法

- (1) 調査地域：日向市全域
- (2) 調査対象：日向市に居住する20歳以上の男女各1,000人 計2,000人
(年齢別人口構成比より、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6階層に按分)
- (3) 抽出方法：日向市住民基本台帳により無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送による調査票の配布及び回収
- (5) 調査期間：平成27年10月16日～平成27年11月8日

3 調査の内容

(1) 属性項目

項目選択方式により、次の6項目とする。

- ①性別
- ②年齢
- ③家族構成
- ④既婚・未婚
- ⑤本人の雇用形態（就業の有無）
- ⑥配偶者の雇用形態（就業の有無）

(2) 調査項目

項目選択方式により、次の7項目全34問とする。

- ①男女平等意識について
- ②家庭生活に関すること
- ③仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
- ④就業について
- ⑤女性の社会進出について
- ⑥人権への配慮について
- ⑦男女共同参画施策について
- ⑧自由意見

4 回収結果

- (1) 発送数 2,000人
- (2) 回答数 644人（女性351人、男性289人、性別不明4人）
- (3) 回収率 32.2%

プラン策定経過

年 月 日	事 項
平成 27 年 8 月 21 日	働く女性フォーラム IN 日向
10 月 16 日～11 月 8 日	「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」の実施
平成 28 年 6 月 28 日	第 1 回ワーキンググループ会議
7 月 4 日	第 1 回男女共同参画行政推進会議
14 日	合同研修会（審議会、プラン策定委員会、ワーキンググループ会議） 第 1 回男女共同参画推進審議会（委嘱状交付） 第 1 回プラン策定委員会（委嘱状交付） 第 2 回ワーキンググループ会議
8 月 9 日	第 3 回ワーキンググループ会議
9 月 15 日	第 4 回ワーキンググループ会議
10 月 5 日	第 5 回ワーキンググループ会議
19 日	第 2 回プラン策定委員会
11 月 10 日	第 6 回ワーキンググループ会議
22 日	第 3 回プラン策定委員会
12 月 21 日	第 7 回ワーキンググループ会議
平成 29 年 1 月 19 日	第 2 回男女共同参画行政推進会議
26 日	第 4 回プラン策定委員会
2 月 3 日	第 2 回男女共同参画推進審議会（諮問）
7 日～24 日	パブリックコメント
27 日	第 5 次日向市男女共同参画プラン策定について審議会からの答申

プラン策定委員名簿

	氏 名	所属または推薦団体
学識経験者	清水 由美	日向公共職業安定所
学識経験者	金丸 秀裕	延岡人権擁護委員協議会
市民（団体推薦）	井上 忠佳	日向市区長公民館長連合会
市民（団体推薦）	田原 悦子	日向商工会議所
市民（団体推薦）	山本 美保子	日向市 P T A 協議会
市民（団体推薦）	足立 佳代	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会
市民（団体推薦）	土田 智子	特定非営利活動法人 こども遊センター
市民（団体推薦）	税田 倫子	株式会社グローバル・クリーン
市民（団体推薦）	黒木 絹子	高千穂グリーン株式会社
市民（公募）	高橋 悦子	公募市民
市民（公募）	新名 恵美子	公募市民
市職員	塩月 勝比呂	日向市学校教育課
市職員	稲田 利文	日向市商工港湾課

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	日向市の動き
1945年 (昭和20年)	・国際連合創設	・衆議院議員選挙法改正公布 (初めての婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	・婦人の地位委員会設置	・日本国憲法公布 ・戦後第1回衆議院選挙(初めて婦人参政権行使)		
1948年 (昭和23年)	・世界人権宣言採択			
1952年 (昭和27年)	・婦人の参政権に関する条約採択			
1967年 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択			
1972年 (昭和47年)	・国連総会において1975年を国際婦人年とすることを宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の成立(昭和51年施行) ・国際婦人年記念日本婦人問題会議開催		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」スタート(～1985年) ・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	・民法改正 (離婚後の姓氏続称制度の新設)		
1977年 (昭和52年)		・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定		
1978年 (昭和53年)			・「宮崎県婦人関係行政連絡会議」設置	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択 (第34回国連総会)		・県に「青少年婦人課」を設置し、婦人担当を配置 ・「婦人に関する意識等基礎調査」実施	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立(昭和56年施行)	・宮崎県婦人問題懇話会設置(現:男女共同参画推進懇話会)設置 ・「働く婦人の意識に関する調査」実施	
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(第156号)」を採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える ・「家庭婦人の意識に関する調査」実施	
1982年 (昭和57年)			・「婦人に関する施策の方向—婦人行動計画—」策定	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年」の成果を検討し評価する世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催(東京)	・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(父母両系主義の立場をとる、昭和60年施行)		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・生活保護基準額の男女差解消 ・「国民年金法」改正(女性の年金権の確立、昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)		
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部の構成を全庁庁に拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」開催		

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	日向市の動き
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定	
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」見直し方針決定		・第1回日向市女性フォーラム開催 (いきいき日向 輝け女性!!)
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」公布(平成4年施行)	・第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける ・女性青少年課へ課名変更 ・みやざき女性交流活動センター設置	・日向市企画課に女性行政担当主管配置 ・日向市女性懇話会設置
1992年 (平成4年)			・「女と男ですめるサンサンひむかプラン」策定	
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議開催(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行		・日向市女性懇話会から「女性センター設置の提言」が出される
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際・人口開発会議開催(カイロ)	・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会(政令)」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置		・日向市女性行政推進会議設置
1995年 (平成7年)	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」公布(介護休業制度の法制化、平成11年施行) ・ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(第156号)」を批准	・「男女共同社会づくりのための調査」実施	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・日向市女性基本計画策定委員会設置
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正(平成11年施行) ・「介護保険法」公布	・「ひむか女性プラン」策定	・「日向市女性基本計画(1996~2000)」策定 ・日向市人権尊重都市宣言 ・日向市女性センター研究会発足 ・暫定的に青少年ホーム3階に日向市男女共同社会づくり「さくら館」開設
1998年 (平成10年)		・「婦人週間」を「女性週間」に変更		・「第9回女性フォーラムにて「あったらいいな女性の館」で意見交換
1999年 (平成11年)	・ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)ハイレベル政府間会議開催(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画促進を規定)	・女性青少年課に女性政策監を設置	・日向市女性懇話会から「推進ルーム設置の提言」が出される ・日向市女性センター研究会から「推進ルームの要望書」が出される ・日向市女性懇話会を「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」に改称 ・日向市男女共同参画社会づくり懇話会が「市民意識調査」実施
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	・「ストーカー規制法」公布、施行 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施	
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針決定について」閣議決定	・第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける ・「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称 ・宮崎県男女共同参画センター設置	・日向市男女共同参画プラン(2001~2005)策定 ・日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」開設 ・「さんびあ」で「女性による女性のための相談事業」を開始
2002年 (平成14年)			・「みやざき男女共同参画プラン」策定	

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	日向市の動き
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県男女共同参画推進条例」施行 ・「宮崎県男女共同参画審議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやざき男女共同参画フェスタ 2003 in 日向」開催
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正、施行 ・「育児・介護休業法」改正（平成17年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年男女参画課へ課名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・日向市男女共同参画社会づくり懇話会から「条例制定の提言」が出される ・日向市男女共同参画社会づくり懇話会が「市民意識調査」実施
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 ・「宮崎県特定事業主行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日向市DV対策庁内連絡会議設置要綱」制定
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正（平成19年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策宮崎県基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷町と合併 ・「日向地区DV相談機関ネットワーク会議」設置
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正（平成20年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやざき男女共同参画プラン（改定版）」策定 ・新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次日向市男女共同参画プラン（平成19年度～23年度）」策定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活・協働・男女参画課へ課名変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日向市男女共同参画推進条例」制定
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（平成22年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策宮崎県基本計画」改定 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施 ・「宮崎県特定事業主行動計画（第2期）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の分野別施策の柱として、「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・日向市男女共同参画社会づくり推進ルームの指定管理開始
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議（案採択（第56回国連婦人の地位委員会）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連三法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次みやざき男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次日向市男女共同参画プラン（平成24年度～28年度）」策定 ・「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組方針」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正（平成26年施行） ・「ストーカー規制法」改正、施行 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議（案採択（第58回国連婦人の地位委員会）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略（改定2014）」に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の公布・一部施行 ・「第4次男女共同基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりのための県民意識調査実施 ・「宮崎県特定事業主行動計画（第3期）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法の完全施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県特定事業主行動計画（第3期）」改定 ・「性暴力被害者支援センターさぼーとねっと宮崎」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次みやざき男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次日向市男女共同参画プラン（平成29年度～33年度）」策定



第5次日向市男女共同参画プラン

策 発	定 行	平成29年3月 日向市総合政策部地域コミュニティ課 〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号 TEL 0982-52-2111 (代表) FAX 0982-56-0018
--------	--------	--